

令和 6 年笛吹市議会

第 3 回定例会議案

笛 吹 市

目 次

報告第10号	令和5年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
議案第77号	笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
議案第78号	笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
議案第79号	笛吹市境川観光交流センター条例の一部改正について
議案第80号	笛吹市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第81号	笛吹市学童保育室条例の一部改正について
議案第82号	笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第83号	笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第84号	令和6年度笛吹市一般会計補正予算(第4号)について
議案第85号	令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第86号	令和6年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第87号	令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
議案第88号	令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について
議案第89号	令和6年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第1号)について
議案第90号	令和6年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第91号	令和6年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第92号	令和6年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第93号	令和6年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について

議案第94号	令和6年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第95号	令和6年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第96号	令和6年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第97号	令和6年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第98号	令和6年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について
議案第99号	令和6年度笛吹市水道事業会計補正予算(第2号)について
議案第100号	令和6年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
議案第101号	令和5年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第102号	令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第103号	令和5年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第104号	令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第105号	令和5年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
議案第106号	令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
議案第107号	令和5年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第108号	令和5年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第109号	令和5年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第110号	令和5年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第111号	令和5年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第112号	令和5年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

議案第113号	令和5年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第114号	令和5年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第115号	令和5年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第116号	令和5年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第117号	令和5年度笛吹市水道事業会計決算認定について
議案第118号	令和5年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について
議案第119号	令和5年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
議案第120号	令和5年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について
議案第121号	山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

令和 6 年笛吹市議会第 3 回定例会会期日程

○会 期：令和 6 年 9 月 2 日（月）～9 月 27 日（金）

26 日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
8 月 26 日	月	議会運営委員会	午前 9 時 30 分	・会期日程等協議
		全員協議会	午前 10 時 30 分	
9 月 2 日	月	本 会 議	午後 1 時 30 分	・市長行政報告・提出議案説明 ・決算審査報告
3 日	火	休 会		
4 日	水	休 会		
5 日	木	休 会		
6 日	金	休 会		
7 日	土	休 会		
8 日	日	休 会		
9 日	月	休 会		
10 日	火	本 会 議	午前 10 時	・議案に対する質疑及び代表質問
11 日	水	本 会 議	午前 10 時	・議案に対する質疑及び一般質問 ・付託
12 日	木	本 会 議	午前 10 時	・議案に対する質疑及び一般質問 (予備日)
13 日	金	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査
14 日	土	休 会		
15 日	日	休 会		
16 日	月	休 会		
17 日	火	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査
18 日	水	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
19 日	木	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
20 日	金	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
21 日	土	休 会		
22 日	日	休 会		
23 日	月	休 会		(常任委員会予備日)
24 日	火	休 会		
25 日	水	休 会		
26 日	木	休 会		
27 日	金	議会運営委員会	午前 10 時	
		全員協議会	午前 11 時	
		本 会 議	午後 1 時 30 分	・委員会の審査報告・討論・採決

令和6年9月2日 提出

笛吹市長 山下 政 樹



報告第 10 号

令和 5 年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見書を付して報告する。

令和5年度決算に基づく

健全化判断比率の状況（健全化法第3条）

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	7.5	—
早期健全化基準	12.52	17.52	25.0	350.0

公営企業経営健全化の状況（健全化法第22条）

（単位：％）

公営企業	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
市営春日居地区温泉給湯事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	
簡易水道事業会計	—	
農業集落排水特別会計	—	

笛 監 委 第 4 9 号
令和 6 年 8 月 2 2 日

笛吹市長 山 下 政 樹 様

笛吹市監査委員 曾 根 哲 哉



笛吹市監査委員 蒔 田 峰 雄



笛吹市監査委員 保 坂 利 定



令和 5 年度財政健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 2 2 条の規定により審査に付された令和 5 年度財政健全化判断比率等について、別紙のとおり審査意見書を提出します。

令和 5 年 度

財政健全化判断比率等
審 査 意 見 書

笛吹市監査委員

1 審査の対象

令和5年度の決算に基づく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定による健全化判断比率及び第22条に規定する資金不足比率。

2 審査の期間

令和6年8月5日

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定による健全化判断比率及び第22条に規定する資金不足比率について、法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているかに着目し、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、あわせて関係職員の説明を聴取した。

4 審査の結果

(1) 審査意見

審査に付された下記の比率については、適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	— %	12.52 %	(実質収支比率) (10.17%)
② 連結実質赤字比率	— %	17.52 %	(連結実質収支比率) (27.34%)
③ 実質公債費比率	7.5 %	25.0 %	
④ 将来負担比率	— %	350.0 %	
⑤ 資金不足比率	— %	(経営健全化基準) 20.0 %	

※赤字でない時は「—」と表記

① 実質赤字比率について

令和5年度は、実質収支比率が10.17%と黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。早期の健全化を必要とする実質赤字比率の基準は12.52%である。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度は、連結実質収支比率が27.34%と黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。早期の健全化を必要とする連結実質赤字比率の基準は、17.52%である。

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は7.5%となっており、早期の健全化を必要とする実質公債費比率の基準25.0%を下回り基準の範囲内である。

④ 将来負担比率について

将来負担額から充当可能財源等を引いた「将来負担すべき実質的な債務」は、数値がマイナスとなることから、将来負担比率は算出されない。早期の健全化を必要とする将来負担比率の基準は350.0%である。

⑤ 資金不足比率について

算定基礎となる公営企業会計が黒字であるため、資金不足比率は算定されない。経営の健全化を必要とする経営健全化基準は20.0%である。

(2) 是正改善を要する事項

令和5年度における健全化判断比率等は早期健全化基準及び経営健全化基準の範囲内であるが、引き続き全国類似都市の各比率平均値等を常に注視しながら施策に取り組まれない。

今後も健全な財政基盤の確立のため、県内他市の財政指標及び財政運営を参考とし、長期的な視点で歳入と歳出のバランスを図りながら、財政運営が推進されるよう望むものである。

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(平成十九年六月二十二日)

(法律第九十四号)

《抜粋》

(健全化判断比率の公表等)

第三条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

《以下略》

(平二九法五四・一部改正)

(資金不足比率の公表等)

第二十二条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

《以下略》

議案第 77 号

笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
改正について

笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成 16 年笛吹市
条例第 186 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「団員」を「消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 19 条第 2 項の
規定に基づく団員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 団員の種類ごとの定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め
る数とする。

(1) 基本消防団員(次号に掲げる団員以外の団員をいう。次条第 1 項におい
て同じ。) 1,285 人

(2) 機能別消防団員(従事すべき消防事務の範囲を限定して任用される団員
をいう。以下同じ。) 462 人

第 2 条の 2 を削る。

第 13 条第 2 項中「昭和 50 年山梨県町村総合事務組合規約第 4 号。以下「規
約」という。」を「昭和 51 年山梨県指令地第 6—53 号」に改める。

第 14 条第 1 項中「団員」の次に「(勤務年数が 5 年未満である者及び機能別
消防団員を除く。)」を加え、同条第 2 項中「規約」を「山梨県市町村総合事
務組合消防団員退職報償金条例(昭和 53 年組合条例第 2 号)の定めるところ」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

山梨県市町村総合事務組合負担金条例の一部が改正されたことに伴い、消防
退職報償金負担金の算定根拠とならない非常勤消防団員の定数を明文化するた
め、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成16年笛吹市条例第186号)新旧対照表

改正案	現行
(定員)	(定員)
第2条 <u>消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項の規定に基づく団員の</u> 定数は、1,747人とする。	第2条 <u>団員</u> の定数は、1,747人とする。
<u>2 団員の種類ごとの定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。</u>	[新設]
<u>(1) 基本消防団員(次号に掲げる団員以外の団員をいう。次条第1項において同じ。) 1,285人</u>	
<u>(2) 機能別消防団員(従事すべき消防事務の範囲を限定して任用される団員をいう。以下同じ。) 462人</u>	
(公務災害補償)	
第13条 (略)	
2 公務災害補償の額及び支給方法については、山梨県市町村総合事務組合規約(<u>昭和51年山梨県指令地第6—53号</u>)による。	<u>第2条の2 団員は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。</u> <u>2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の全ての団員とする。</u> <u>3 機能別消防団員は、市長が定める特定の任務に限り従事する団員とする。</u>
(退職報償金)	(公務災害補償)
	第13条 (略)
	2 公務災害補償の額及び支給方法については、山梨県市町村総合事務組合規約(<u>昭和50年山梨県町村総合事務組合同規約第4号。以下「規約」という。</u>)による。
	(退職報償金)

第14条 団員 (勤務年数が5年未満である者及び機能別消防団員を除く。)

が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

- 2 退職報償金の支給方法については、山梨県市町村総合事務組合消防団員退職報償金条例(昭和53年組合条例第2号)の定めるところによる。

第14条 団員 _____

が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

- 2 退職報償金の支給方法については、規約 _____による。

議案第 78 号

笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する条例の一部改正について

笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する条例の一部を改正する条例

笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成 27 年笛吹市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 2 の 4 の項中「国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)」を「健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)」に、「国民健康保険等給付関係情報」を「医療保険給付関係情報」に改め、同表 5 の項から同表 7 の項までの規定中「国民健康保険等給付関係情報」を「医療保険給付関係情報」に改め、同表 10 の項中「法別表第 2 の 26 の項の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、健康保険証の廃止及び個人番号カードへの一

本化等に対応するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年笛吹市条例第32号)新旧対照表

改正案	現行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市の機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 (略) 3 市の機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) [新設] [新設] (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市の機関が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。 2 (略) 3 市の機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1～3 (略)	(略)	(略)
4 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は <u>健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)</u> 若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療の給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「 <u>医療保険給付関係情報</u> 」という。)であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1～3 (略)	(略)	(略)
4 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____国民健康保険法(昭和33年法律第192号)_____ _____ _____若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療の給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「 国民健康保険等給付関係情報 」という。)であって規則で定めるもの

5 市長	笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、 医療保険給付関係情報 、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例による医療費の助成に関する情報(以下「子どもすこやか医療費助成金関係情報」という。)又は笛吹市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
6 市長	笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、 医療保険給付関係情報 、生活保護関係情報、笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する

5 市長	笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、 国民健康保険等給付関係情報 、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例による医療費の助成に関する情報(以下「子どもすこやか医療費助成金関係情報」という。)又は笛吹市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
6 市長	笛吹市子どもすこやか医療費助成金支給条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、 国民健康保険等給付関係情報 、生活保護関係情報、笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する

		る情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)又は重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの			る情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)又は重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	笛吹市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、 医療保険給付関係情報 、 _____ 、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、生活保護関係情報、ひとり親家庭医療費助成関係情報又は子どもすこやか医療費助成金関係情報であって規則で定めるもの	7 市長	笛吹市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、 国民健康保険等給付関係情報 、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、生活保護関係情報、ひとり親家庭医療費助成関係情報又は子どもすこやか医療費助成金関係情報であって規則で定めるもの

8～9 (略)	(略)	(略)
10 市長	生活保護法に準じて行う 外国人に対する保護に関 する事務であって規則で 定めるもの	住民票関係情報又は 利用特 定個人情報 であって規則 で定めるもの

8～9 (略)	(略)	(略)
10 市長	生活保護法に準じて行う 外国人に対する保護に関 する事務であって規則で 定めるもの	住民票関係情報又は 法別表 第2の26の項の第4欄に掲 げる特定個人情報 であって規則 で定めるもの

議案第 79 号

 笛吹市境川観光交流センター条例の一部改正について
 笛吹市境川観光交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

 笛吹市境川観光交流センター条例の一部を改正する条例
 笛吹市境川観光交流センター条例(平成 28 年笛吹市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

 第 8 条第 1 項中「1 回の利用につき」を削る。

 「
 別表中

高齢者(75 歳以上)	200 円	700 円
-------------	-------	-------

 を
 」

 「

高齢者(75 歳以上)		200 円	700 円
回数券(12 回券)	大人	4,000 円	7,000 円
	高齢者	2,000 円	7,000 円

 に改める。
 」

附 則

 この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

 施設利用者の利便性を向上させるため、境川観光交流センターの使用料の納付方法に回数券を導入することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市境川観光交流センター条例(平成28年笛吹市条例第37号)新旧対照表

改正案			現行		
(使用料)			(使用料)		
第8条 観光交流センターを利用する者は、 <u> </u> 別表に定める使用料を納付しなければならない。			第8条 観光交流センターを利用する者は、 1回の利用につき 別表に定める使用料を納付しなければならない。		
2 (略)			2 (略)		
別表(第8条関係)			別表(第8条関係)		
	市民	市民以外の者		市民	市民以外の者
大人 (中学生以上)	400円	700円	大人 (中学生以上)	400円	700円
小学生以下 (小学生未満は無料)	100円	200円	小学生以下 (小学生未満は無料)	100円	200円
高齢者(75歳以上)	200円	700円	高齢者(75歳以上)	200円	700円
回数券(12回券)	大人	4,000円	[新設]		
	高齢者	2,000円			
団体割引 (11人以上)	300円	600円	団体割引 (11人以上)	300円	600円
備考 (略)			備考 (略)		

議案第 80 号

笛吹市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

笛吹市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

笛吹市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成 27 年笛吹市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 第 1 号被保険者 法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。

第 3 条第 2 項中「協議会」の次に「(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。次条第 3 号において「省令」という。)第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)」を加える。

第 4 条第 1 項中「員数」の次に「(笛吹市地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。)」を加え、同項第 3 号中「介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「省令第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改め、同条第 2 項中「前項の」を「第 1 項の」に、「地域包括支援センター運営協議会」を「笛吹市地域包括支援センター運営協議会」に改め、同項の表おおむね 1,000 人未満の項及びおおむね 1,000 人以上 2,000 人未満の項中「前項各号」を「第 1 項各号」に改め、同表おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満の項中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、笛吹市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げ

る常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、地域包括支援センターにおける職員配置の基準を柔軟化するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年笛吹市条例第2号)新旧対照表

改正案	現行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) <u>(3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。</u> (基本方針) 第3条 (略) 2 地域包括支援センターは、笛吹市地域包括支援センター運営協議会<u>(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。次条第3号において「省令」という。)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)</u>の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員に係る基準及び当該職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>(笛吹市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) [新設] (基本方針) 第3条 (略) 2 地域包括支援センターは、笛吹市地域包括支援センター運営協議会 _____ _____の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員に係る基準及び当該職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数_____ _____ _____ _____

常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)
よることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員
_____をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、笛吹市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると笛吹市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲

_____は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人

[新設]

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会_____において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲

げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

議案第 81 号

笛吹市学童保育室条例の一部改正について

笛吹市学童保育室条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市学童保育室条例の一部を改正する条例

笛吹市学童保育室条例(平成 16 年笛吹市条例第 125 号)の一部を次のように改正する。

別表御坂第四学童保育クラブの項中「374 番地」を「372 番地 12」に改め、同表御坂第五学童保育クラブの項中「夏目原 592 番地 1」を「栗合 372 番地 12」に改め、同項の次に次のように加える。

御坂第六学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合 372 番地 12
-------------	--------------------

別表に次のように加える。

芦川学童保育クラブ	笛吹市芦川町中芦川 835 番地
-----------	------------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

児童の健全な育成に資するため、御坂地区における学童保育クラブの集約及び追加並びに芦川地区における学童保育クラブの新規開設を行うことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市学童保育室条例(平成16年笛吹市条例第125号)新旧対照表

改正案		現行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
石和南小第一学童保育クラブ～石和 西小第三学童保育クラブ	(略)	石和南小第一学童保育クラブ～石和 西小第三学童保育クラブ	(略)
御坂第一学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12	御坂第一学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12
御坂第二学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12	御坂第二学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12
御坂第三学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12	御坂第三学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12
御坂第四学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12	御坂第四学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合374番地
御坂第五学童保育クラブ	笛吹市御坂町栗合372番地12	御坂第五学童保育クラブ	笛吹市御坂町夏目原592番地1
<u>御坂第六学童保育クラブ</u>	<u>笛吹市御坂町栗合372番地12</u>	[新設]	
一宮第一学童保育クラブ～かすがい 第五学童保育クラブ	(略)	一宮第一学童保育クラブ～かすがい 第五学童保育クラブ	(略)
<u>芦川学童保育クラブ</u>	<u>笛吹市芦川町中芦川835番地</u>	[新設]	

議案第 82 号

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年笛吹市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出し中「揭示」の次に「等」を加え、同条中「揭示しなければならない」を「揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。))により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。))」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、新たな国の基準を参酌して所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年笛吹市条例第14号)新旧対照表

改正案	現行
(揭示<u>等</u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。 (電磁的記録等) 第53条 (略) 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条	(揭示<u> </u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない</u> _____。 (電磁的記録等) 第53条 (略) 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条

において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) (略)

- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)

をもつて調製

するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3~6 (略)

において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) (略)

- (2) **磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法に**

より一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3~6 (略)

議案第 83 号

笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年笛吹市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、新たな国の基準に従い所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年笛吹市条例第15号)新旧対照表

改正案	現行
(職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)	(職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業の職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号にお

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業の職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号にお

いて同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

いて同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

議案第 84 号

令和 6 年度笛吹市一般会計補正予算(第 4 号)について

令和 6 年度笛吹市一般会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,994,347 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,314,043 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	5,962,728	4,978	5,967,706
	1 国庫負担金	3,888,540	675	3,889,215
	2 国庫補助金	2,055,341	4,303	2,059,644
16	県支出金	2,548,084	121,946	2,670,030
	2 県補助金	891,000	121,946	1,012,946
18	寄附金	3,133,030	11,000	3,144,030
	1 寄附金	3,133,030	11,000	3,144,030
19	繰入金	6,228,100	226,567	6,454,667
	1 特別会計繰入金	0	77,297	77,297
	2 基金繰入金	6,228,100	149,270	6,377,370
20	繰越金	400,000	1,577,678	1,977,678
	1 繰越金	400,000	1,577,678	1,977,678
21	諸収入	373,473	8,820	382,293
	4 雑入	305,547	8,820	314,367
22	市債	5,473,400	43,358	5,516,758
	1 市債	5,473,400	43,358	5,516,758
歳 入 合 計		44,319,696	1,994,347	46,314,043

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	5,793,192	35,690	5,828,882
	1 総務管理費	5,107,493	23,131	5,130,624
	2 徴税費	358,036	7,160	365,196
	3 戸籍住民基本台帳費	230,493	1,857	232,350
	4 選挙費	82,282	3,542	85,824
3	民生費	15,559,241	168,061	15,727,302
	1 社会福祉費	7,795,004	34,555	7,829,559
	2 児童福祉費	6,194,175	128,050	6,322,225
	3 生活保護費	1,570,062	5,456	1,575,518
4	衛生費	2,072,817	103,413	2,176,230
	1 保健衛生費	921,452	102,797	1,024,249
	4 環境対策費	125,981	616	126,597
6	農林水産業費	1,082,006	123,656	1,205,662
	1 農業費	1,020,454	112,761	1,133,215
	2 林業費	61,552	10,895	72,447
7	商工費	453,167	139,181	592,348
	1 商工費	453,167	139,181	592,348
8	土木費	2,929,443	26,527	2,955,970
	2 道路橋梁費	823,572	26,527	850,099
9	消防費	1,580,073	2,065	1,582,138
	1 消防費	1,580,073	2,065	1,582,138
10	教育費	5,664,830	10,102	5,674,932
	1 教育総務費	958,412	4,228	962,640
	3 中学校費	1,597,595	545	1,598,140
	4 社会教育費	872,775	3,283	876,058
	5 保健体育費	639,857	2,046	641,903

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 諸支出金		千円	千円	千円
		3, 136, 502	1, 385, 652	4, 522, 154
	2 基金費	3, 136, 502	1, 385, 652	4, 522, 154
歳 出 合 計		44, 319, 696	1, 994, 347	46, 314, 043

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市営温泉改修事業	41, 140
8 土木費	2 道路橋梁費	市道1-5号線・1-8号線道路改良事業	51, 931

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
市営温泉改修事業	令和6年度 から 令和7年度	533,949
芦川学童保育クラブ事業	令和6年度 から 令和7年度	8,292
外国語指導助手設置事業	令和7年度 から 令和9年度	239,580
社会体育施設等夜間照明設備維持管理事業	令和6年度 から 令和14年度	7,040

第4表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法
臨時財政対策債	60,800	証 書 又 は 証 券 発 行	年5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該利率見 直し後の利 率とす る。)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものとする。 ただし、財政 その他の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は低 利に借換えをす ることができる。	63,658	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
一 般 事 業 債	272,200				280,100			
過疎対策事業債	47,900				58,800			
地方道路等整備 事 業 債	156,600				178,300			

議案第 85 号

令和 6 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について

令和 6 年度笛吹市国民健康保険特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 53,173 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,898,416 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	1,823,327	20,085	1,843,412
	1 国民健康保険税	1,823,327	20,085	1,843,412
3	国庫支出金	3,961	3,319	7,280
	1 国庫補助金	3,961	3,319	7,280
4	県支出金	5,337,225	865	5,338,090
	1 県補助金	5,337,225	865	5,338,090
6	繰入金	652,340	△20,243	632,097
	1 他会計繰入金	589,569	△158	589,411
	2 基金繰入金	62,771	△20,085	42,686
7	繰越金	1	49,147	49,148
	1 繰越金	1	49,147	49,148
歳 入 合 計		7,845,243	53,173	7,898,416

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	135,999	4,026	140,025
	1 総務管理費	130,803	4,026	134,829
7	基金積立金	385	45,842	46,227
	1 基金積立金	385	45,842	46,227
9	諸支出金	9,122	3,305	12,427
	1 償還金及び還付加算金	9,121	3,305	12,426
歳 出 合 計		7,845,243	53,173	7,898,416

議案第 86 号

令和 6 年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について

令和 6 年度笛吹市介護保険特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 308,627 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,239,117 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	1	308,627	308,628
	1 繰越金	1	308,627	308,628
歳 入 合 計		6,930,490	308,627	7,239,117

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	基金積立金	431	73,607	74,038
	1 基金積立金	431	73,607	74,038
6	諸支出金	3,000	235,020	238,020
	1 償還金及び還付加算金	3,000	157,723	160,723
	2 繰出金	0	77,297	77,297
歳 出 合 計		6,930,490	308,627	7,239,117

議案第 87 号

令和 6 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について

令和 6 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,747 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,146,230 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	500	14,747	15,247
	1 繰越金	500	14,747	15,247
歳入合計		2,131,483	14,747	2,146,230

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 予備費		千円 500	千円 14,747	千円 15,247
	1 予備費	500	14,747	15,247
歳 出 合 計		2,131,483	14,747	2,146,230

議案第 88 号

令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)
について

令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,922 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92,421 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		千円 1	千円 15,922	千円 15,923
	1 繰越金	1	15,922	15,923
歳 入 合 計		76,499	15,922	92,421

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	74,157	138	74,295
	1 総務管理費	74,157	138	74,295
2	予備費	2,342	15,784	18,126
	1 予備費	2,342	15,784	18,126
歳 出 合 計		76,499	15,922	92,421

議案第 89 号

令和 6 年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度笛吹市森林経営管理特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,273 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,575 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	繰越金	0	2,273	2,273
	1 繰越金	0	2,273	2,273
	歳 入 合 計	18,302	2,273	20,575

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	基金積立金	2	2,273	2,275
	1 基金積立金	2	2,273	2,275
歳 出 合 計		18,302	2,273	20,575

議案第 90 号

令和 6 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 935 千円を減額し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,278 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		千円 23,875	千円 △935	千円 22,940
	1 繰越金	23,875	△935	22,940
歳入合計		24,213	△935	23,278

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	予備費	14,024	△935	13,089
	1 予備費	14,024	△935	13,089
	歳 出 合 計	24,213	△935	23,278

議案第 91 号

令和 6 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,810 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,134 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2	繰越金	千円 236	千円 1,810	千円 2,046
	1 繰越金	236	1,810	2,046
	歳入合計	324	1,810	2,134

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 85	千円 1,810	千円 1,895
	1 予備費	85	1,810	1,895
歳 出 合 計		324	1,810	2,134

議案第 92 号

令和 6 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補
正予算(第 1 号)について

令和 6 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,878 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	7,676	49	7,725
	1 繰越金	7,676	49	7,725
歳 入 合 計		7,829	49	7,878

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 6,334	千円 49	千円 6,383
	1 予備費	6,334	49	6,383
	歳 出 合 計	7,829	49	7,878

議案第 93 号

令和 6 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 313 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	214	28	242
	1 繰越金	214	28	242
歳 入 合 計		285	28	313

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円	千円	千円
		154	28	182
	1 予備費	154	28	182
歳 出 合 計		285	28	313

議案第 94 号

令和 6 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 156 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,076 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		千円 22,622	千円 156	千円 22,778
	1 繰越金	22,622	156	22,778
歳 入 合 計		22,920	156	23,076

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 20,559	千円 156	千円 20,715
	1 予備費	20,559	156	20,715
歳 出 合 計		22,920	156	23,076

議案第 95 号

令和 6 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補
正予算(第 1 号)について

令和 6 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 76 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,096 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰越金	1,942	76	2,018
	1 繰越金	1,942	76	2,018
歳 入 合 計		2,020	76	2,096

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 563	千円 76	千円 639
	1 予備費	563	76	639
歳 出 合 計		2, 020	76	2, 096

議案第 96 号

令和 6 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 39 千円を減額し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,434 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰越金	1,096	△39	1,057
	1 繰越金	1,096	△39	1,057
歳 入 合 計		1,473	△39	1,434

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 837	千円 △39	千円 798
	1 予備費	837	△39	798
歳 出 合 計		1, 473	△39	1, 434

議案第 97 号

令和 6 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 259 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,754 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		千円 8,415	千円 259	千円 8,674
	1 繰越金	8,415	259	8,674
歳 入 合 計		9,495	259	9,754

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円 8,265	千円 259	千円 8,524
	1 予備費	8,265	259	8,524
	歳 出 合 計	9,495	259	9,754

議案第 98 号

令和 6 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
会計補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計の補正
予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 402 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		千円	千円	千円
		266	42	308
	1 繰越金	266	42	308
歳 入 合 計		360	42	402

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予備費		千円	千円	千円
		182	42	224
	1 予備費	182	42	224
歳 出 合 計		360	42	402

議案第 99 号

令和 6 年度笛吹市水道事業会計補正予算(第 2 号)について

令和 6 年度笛吹市水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第 99 号 別冊

令和 6 年度

笛 吹 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算

(第 2 号)

令和6年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）

第 1 条 令和6年度笛吹市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和6年度笛吹市水道事業会計補正予算（以下「予算」という。）第4条に定めた、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
第 1 款	資 本 的 収 入	623,200 千円	9,944 千円	633,144 千円
第 4 項	負 担 金	254,936 千円	9,944 千円	264,880 千円
支 出	（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
第 1 款	資 本 的 支 出	1,029,216 千円	9,944 千円	1,039,160 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	573,162 千円	9,944 千円	583,106 千円

令和6年度 補正予算実施計画
資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			(千円) 623,200	(千円) 9,944	(千円) 633,144	
	4 負担金		254,936	9,944	264,880	
		1 負担金	254,936	9,944	264,880	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			(千円) 1,029,216	(千円) 9,944	(千円) 1,039,160	
	1 建設改良費		573,162	9,944	583,106	
		1 水道建設費	571,112	9,944	581,056	

令和6年度 補正予算内訳書
資本的收入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 資本的收入		(千円) 623,200	(千円) 9,944	(千円) 633,144		(千円)	
4 負担金		254,936	9,944	264,880			
	1 負担金	254,936	9,944	264,880	工事負担金	9,944	峡東建設部関連配水管布設替工事負担金

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 資本的支出		(千円) 1,029,216	(千円) 9,944	(千円) 1,039,160		(千円)	
1 建設改良費		573,162	9,944	583,106			
	1 水道建設費	571,112	9,944	581,056	委託料	9,944	峡東建設部関連配水管布設替設計業務委託

議案第 100 号

令和 6 年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)について

令和 6 年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第 100 号 別冊

令和 6 年度

笛吹市公共下水道事業会計補正予算

(第 2 号)

令和6年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

第 1 条 令和6年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第4条本文中括弧中、「不足する額744,749千円」を「不足する額746,756千円」に改め、不足する額は損益勘定留保資金等で補てんし、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出	（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
第 1 款	下水道事業資本的支出	2,037,398 千円	2,007 千円	2,039,405 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	939,351 千円	2,007 千円	941,358 千円

令和6年度 補正予算実施計画
資本的收入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業資本的支出			(千円) 2,037,398	(千円) 2,007	(千円) 2,039,405	
	1 建設改良費		939,351	2,007	941,358	
		1 管路建設改良費	749,481	2,007	751,488	

令和6年度 補正予算内訳書
資本的收入及び支出

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1	下水道事業資本的支出	(千円) 2,037,398	(千円) 2,007	(千円) 2,039,405		(千円)	
	1 建設改良費	939,351	2,007	941,358			
	1 管路建設改良費	749,481	2,007	751,488	負担金	2,007	原因者負担金 (単独)

議案第 101 号

令和 5 年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市一般会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 102 号

令和 5 年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 103 号

令和 5 年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 104 号

令和 5 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 105 号

令和 5 年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 106 号

令和 5 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 107 号

令和 5 年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 108 号

令和 5 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
歳入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 109 号

令和 5 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会
計歳入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出
決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、
本案を提出するものである。

議案第 110 号

令和 5 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳
入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算
について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、
本案を提出するものである。

議案第 111 号

令和 5 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
歳入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 112 号

令和 5 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
歳入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 113 号

令和 5 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳
入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算
について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、
本案を提出するものである。

議案第 114 号

令和 5 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
歳入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 115 号

令和 5 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計
歳入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

議案第 116 号

令和 5 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別
会計歳入歳出決算認定について

令和 5 年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳
出決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、
本案を提出するものである。

議案第 117 号

令和 5 年度笛吹市水道事業会計決算認定について

令和 5 年度笛吹市水道事業会計決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

令和 5 年度

笛 吹 市 水 道 事 業 会 計 決 算 書

令和 5 年度 笛吹市水道事業会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定 による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	1, 863, 482, 000	7, 581, 000	0	1, 871, 063, 000	1, 852, 260, 174	△ 18, 802, 826	116, 210, 086
第1項 営業収益	1, 344, 288, 000	16, 841, 000	0	1, 361, 129, 000	1, 326, 831, 343	△ 34, 297, 657	115, 875, 006
第2項 営業外収益	519, 193, 000	△ 9, 260, 000	0	509, 933, 000	516, 665, 787	6, 732, 787	335, 080
第3項 特別利益	1, 000	0	0	1, 000	8, 763, 044	8, 762, 044	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰越 額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備 費 支出 額	流 用 増減額	地方公営企 業法第24条第3 項の規定によ る支出額	小 計	地方公営企 業法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
第1款 水道事業費用	1,863,482,000	7,581,000	0	0	0	1,871,063,000	0	1,871,063,000	1,634,473,270	0	236,589,730	71,764,319
第1項 営業費用	1,731,782,000	△ 13,419,000	0	△ 10,000	0	1,718,353,000	0	1,718,353,000	1,507,379,053	0	210,973,947	71,763,625
第2項 営業外費用	125,700,000	21,000,000	0	10,000	0	146,710,000	0	146,710,000	125,648,573	0	21,061,427	694
第3項 特別損失	3,000,000	0	0	0	0	3,000,000	0	3,000,000	1,445,644	0	1,554,356	0
第4項 予備費	3,000,000	0	0	0	0	3,000,000	0	3,000,000	0	0	3,000,000	0

(2) 資本的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	468,994,000	9,174,000	478,168,000	327,075,000	0	805,243,000	471,139,504	△ 334,103,496	0
第1項 企業債	300,000,000	0	300,000,000	238,100,000	0	538,100,000	304,800,000	△ 233,300,000	0
第2項 補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第3項 出資金	74,746,000	0	74,746,000	0	0	74,746,000	74,745,365	△ 635	0
第4項 負担金	94,248,000	9,174,000	103,422,000	88,975,000	0	192,397,000	91,594,139	△ 100,802,861	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越 額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	1,050,485,000	13,242,000	0	1,063,727,000	344,742,000	0	1,408,469,000	939,422,456	121,664,000	0	121,664,000	347,382,544	36,889,905
第1項 建設改良費	585,005,000	13,242,000	0	598,247,000	344,742,000	0	942,989,000	473,943,173	121,664,000	0	121,664,000	347,381,827	36,889,905
第2項 企業債償還金	465,480,000	0	0	465,480,000	0	0	465,480,000	465,479,283	0	0	0	717	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 468,282,952 円は、過年度分消費税資本的収支調整額 24,846,093円、過年度分損益勘定留保資金 372,149,281 円、
当年度分消費税資本的収支調整額 30,748,734円、当年度分損益勘定留保資金 40,538,844 円で補てんした。

令和5年度 笛吹市水道事業損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1. 営業収益

(1) 給水収益	1,128,562,882	
(2) 受託工事収益	4,543,000	
(3) その他営業収益	<u>77,850,455</u>	1,210,956,337

2. 営業費用

(1) 原水及び浄水費	543,648,060	
(2) 配水及び給水費	87,480,875	
(3) 受託工事費	4,130,000	
(4) 総係費	212,043,042	
(5) 減価償却費	586,002,831	
(6) 資産減耗費	0	
(7) その他営業費用	<u>2,310,620</u>	<u>1,435,615,428</u>

営 業 利 益

△ 224,659,091

3. 営業外収益

(1) 受取利息	184,413	
(2) 他会計補助金	381,306,325	
(3) 長期前受金戻入	124,700,541	
(4) 売電事業収益	2,684,640	
(5) 雑収益	7,732,743	
(6) 国庫補助金	<u>0</u>	516,608,662

4. 営業外費用

(1) 支払利息	100,945,761		
(2) 雑支出	10,948,626		
(3) 売電事業費	<u>0</u>	<u>111,894,387</u>	<u>404,714,275</u>

経 常 利 益

180,055,184

5. 特別利益

(1) 過年度損益修正益	0	
(2) その他特別利益	<u>8,763,044</u>	<u>8,763,044</u>

6. 特別損失

(1) 過年度損益修正損	1,445,644		
(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>1,445,644</u>	<u>7,317,400</u>

当 年 度 純 利 益

187,372,584

前年度繰越利益剰余金

325,528

当年度末処分利益剰余金

187,698,112

令和 5 年度 笛吹市水道事業剰余金計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金								資本合計
	自己 資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		国庫補助金	工事負担金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	7, 830, 825, 254	16, 644, 000	0	16, 644, 000	22, 000, 000	53, 000, 000	935, 716, 253	15, 825, 528	1, 026, 541, 781	8, 874, 011, 035
前年度処分額	0	0	0	0	1, 000, 000	3, 500, 000	11, 000, 000	△ 15, 500, 000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	1, 000, 000	3, 500, 000	11, 000, 000	△ 15, 500, 000	0	0
	未処分利益剰余金への処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減債積立金の積立	0	0	0	1, 000, 000	0	0	△ 1, 000, 000	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	3, 500, 000	0	△ 3, 500, 000	0	0
	建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	11, 000, 000	△ 11, 000, 000	0	0
	資本金へ組入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度資本金への繰入れ	74, 745, 365	0	0	0	0	0	0	0	74, 745, 365
処分後残高	7, 905, 570, 619	16, 644, 000	0	16, 644, 000	23, 000, 000	56, 500, 000	946, 716, 253	(繰越利益剰余金) 325, 528	1, 026, 541, 781	8, 948, 756, 400
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	187, 372, 584	187, 372, 584	187, 372, 584
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	187, 372, 584	187, 372, 584	187, 372, 584
当年度末残高	7, 905, 570, 619	16, 644, 000	0	16, 644, 000	23, 000, 000	56, 500, 000	946, 716, 253	(当年度未処分利益剰余金) 187, 698, 112	1, 213, 914, 365	9, 136, 128, 984

別表第十三号（第十二条関係）

剰余金処分計算書様式

令和5年度 笛吹市水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	7,905,570,619	16,644,000	187,698,112
議会の議決による処分額	0	0	△ 187,500,000
未処分利益剰余金への処分	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	△ 2,000,000
利益積立金の積立	0	0	△ 5,500,000
建設改良積立金の積立	0	0	△ 180,000,000
資本金への組入れ	0	0	0
処分後残高	7,905,570,619	16,644,000	(繰越利益剰余金) 198,112

令和5年度 笛吹市水道事業貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		694,660,098	
ロ. 建物	2,025,892,528		
減価償却累計額	<u>△477,810,262</u>	1,548,082,266	
ハ. 構築物	22,359,598,556		
減価償却累計額	<u>△10,030,482,846</u>	12,329,115,710	
ニ. 機械及び装置	7,286,375,971		
減価償却累計額	<u>△4,048,530,100</u>	3,237,845,871	
ホ. 車両運搬具	6,761,031		
減価償却累計額	<u>△4,481,459</u>	2,279,572	
ヘ. 工具器具及び備品	78,039,960		
減価償却累計額	<u>△27,924,427</u>	50,115,533	
有形固定資産合計			17,862,099,050

(2) 無形固定資産

イ. 水利権	633,483,606		
無形固定資産合計		633,483,606	

固定資産合計			<u>18,495,582,656</u>
--------	--	--	-----------------------

2. 流動資産

(1) 現金及び預金		1,748,521,209	
(2) 未収金	148,440,427		
(3) 貸倒引当金	<u>△ 8,588,000</u>	139,852,427	
(4) 貯蔵品		747,000	
(5) 前払費用		877,790	
(6) 前払金		<u>7,890,000</u>	
流動資産合計			<u>1,897,888,426</u>
資産合計			<u><u>20,393,471,082</u></u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債	6,580,243,327	
固定負債合計		6,580,243,327

4. 流動負債

(1) 企業債	456,053,890	
(2) 未払金	418,633,332	
(3) 引当金	7,689,000	
(4) 預り金	315,788	
流動負債合計		882,692,010

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	6,417,917,523	
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 2,623,510,762	
繰延収益合計		3,794,406,761
負債合計		11,257,342,098

資本の部

6. 資本金

(1) 固有資本金	1,293,795,470	
(2) 繰入資本金	5,369,787,674	
(3) 組入資本金	1,241,987,475	
資本金合計		7,905,570,619

7. 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ. 工事負担金	0	
ロ. 国庫補助金	16,644,000	
資本剰余金合計		16,644,000
(2) 利益剰余金		
イ. 減債積立金	23,000,000	
ロ. 利益積立金	56,500,000	
ハ. 建設改良積立金	946,716,253	
ニ. 当年度未処分利益剰余金	187,698,112	
利益剰余金合計		1,213,914,365
剰余金合計		1,230,558,365
資本合計		9,136,128,984
負債、資本合計		20,393,471,082

注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数
 - 建物 50年
 - 構築物 10～58年
 - 機械及び装置 8～17年
 - 工具器具及び備品 4～8年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法
- ・主な耐用年数
 - 水利権 55年

2. 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (2) 退職給付引当金 職員の退職手当は、「企業会計職員退職手当について」の覚書に基づき、退職金が退職手当組合の積立額に不足する場合の追加的な費用は、全額一般会計において支出することとしているため、退職給付引当金は計上しない。
- (3) 賞与引当金 職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該年度の負担に属する額を計上している。

3. 後年度において一般会計が負担する企業債の償還に関する事項

- (1) 貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、「水道事業の企業債に係る一般会計負担分について」の覚書に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は560,166,161円である。

4. その他の注記

- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

令和5年度 笛吹市水道事業報告書

1. 概況

(1) 総括事業

(営業)

給水状況については、総配水量 9,203,890 m³、有収水量は 7,393,284 m³となり、有収率については、80.3 %となりました。
給水世帯数は 29,677 戸、給水人口は 65,219 人で、給水区域内人口 66,822 人に対して 97.6 %の普及率となりました。
有収水量は前年度に対して 17,440 m³の減、給水収益は前年度に対して 1,542,392 円の増となりました。
また、物価高騰の影響により、委託料・修繕費・工事費等にかかる、資材や人件費等の値上がりなど、支出に影響が出ています。

(建設改良)

活力ある地域経済づくりを目的に、市の重点事業である企業誘致を進めるための、計画的な基盤整備として、石橋産業導入地区へ配水管の布設工事を行いました。また、下水道関連工事では、一宮町東原地内において配水管布設替工事を行いました。
施設改良工事では、取水・配水ポンプの更新工事や減圧弁の更新工事を行い、配管工事では、老朽化した配水管の布設替工事等を行いました。

(経理)

収益的収支では収入 1,736,328,043 円に対して、支出 1,548,955,459 円で差引き 187,372,584 円の当期純利益となりました。
資本的収支では、468,282,952 円の不足が生じたので、補てん財源等で措置しました。

(2) 経営指標に関する事項

令和5年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は111.64%、料金水準の妥当性を示す料金回収率は81.8%となりました。
償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、45.94%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は33.25%、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は0.17%となりました。

(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日
第 49 号	令和5年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）	令和5年6月13日	令和5年6月28日
第 75 号	令和5年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）	令和5年9月4日	令和5年9月28日
第 94 号	令和4年度 笛吹市水道事業会計決算認定	令和5年9月4日	令和5年9月28日
第 119 号	令和5年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第3号）	令和5年12月1日	令和5年12月19日
第 5 号	笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正	令和6年2月20日	令和6年3月11日
第 14 号	笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市水道法施行条例の一部改正	令和6年2月20日	令和6年3月11日
第 24 号	令和5年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）	令和6年2月20日	令和6年3月11日
第 41 号	令和6年度 笛吹市水道事業会計予算	令和6年2月20日	令和6年3月21日

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	件 名	提 出 先	認 可 年 月 日
令和5年7月26日	令和5年度 上水道事業債同意申請	山梨県知事	令和5年8月31日

(5) 職員に関する事項

職 種 別	令和6年3月31日現在	令和5年3月31日現在	増 減
事務史員	19 人	19 人	人
技能職員	人	人	人
計	19 人	19 人	人

2. 工事

(1) 建設工事の概要

(石和地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額（円）	着工年月日	完成年月日	備 考
配水管布設替工事	HPPE φ 50 L=89.51m	8,649,300	令和5年8月29日	令和5年11月6日	上平井地内
舗装本復旧工事	施工延長 L=110.8m アスファルト舗装工 A=511m ²	11,537,900	令和5年11月7日	令和6年2月29日	下平井地内
舗装本復旧工事	アスファルト舗装工 A=1,000m ²	7,664,800	令和5年10月31日	令和6年2月29日	市部地内
施設改良工事	ポンプ設備更新工事一式	10,208,000	令和5年4月4日	令和5年9月20日	中川地内
施設改良工事	渦巻ポンプ更新1台 ポンプ盤、計装盤機能増設	54,340,000	令和4年11月8日	令和5年12月6日	四日市場地内
用地購入	901.54m ² 、890.59m ²	21,505,560	令和5年5月18日	令和5年8月31日	砂原地内
設計業務委託	浄水場詳細設計・配水池詳細設計 配水管設計一式	40,590,000	令和3年11月23日	令和5年7月25日	砂原地内

(御坂地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額（円）	着工年月日	完成年月日	備 考
配水管布設替工事	DIP-GX φ 100 L=383.6m DIP-GX φ 75 L=17.4m	42,325,800	令和5年11月7日	令和6年2月29日	成田地内
舗装本復旧工事	アスファルト舗装工 A=1,880m ²	18,051,000	令和5年12月26日	令和6年3月14日	井之上地内
舗装本復旧工事	アスファルト舗装工 A=914m ²	14,010,700	令和5年12月26日	令和6年3月18日	成田地内
舗装本復旧工事	アスファルト舗装工 A=33m ² 、A=1,090m ²	8,234,600	令和5年12月26日	令和6年3月18日	下野原地内
施設改良工事	減圧弁及びストレーナー φ 100 1台更新	4,620,000	令和5年12月26日	令和6年3月19日	金川原地内
施設改良工事	ポンプ設備更新工事一式	10,450,000	令和5年1月31日	令和5年8月3日	上黒駒地内

(八代地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額（円）	着工年月日	完成年月日	備 考
施設改良工事	水位調整弁更新1台 ストレーナー更新1台	6,600,000	令和5年7月4日	令和5年10月26日	竹居地内
施設改良工事	配水ポンプ更新1台、引込受電盤更新	5,500,000	令和5年6月6日	令和6年2月8日	永井地内

(一宮地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額 (円)	着工年月日	完成年月日	備 考
配水管布設替工事	HPPE φ 50 L=66.2m	3,584,900	令和5年12月26日	令和6年3月18日	東原地内
配水管布設替工事	水道配水用ポリエチレン管 φ 75 L=17m、φ 50 L=293m	11,510,400	令和5年1月31日	令和5年5月10日	地藏堂地内
舗装本復旧工事	アスファルト舗装工 A=1,279m ²	13,451,900	令和5年12月26日	令和6年3月15日	地藏堂地内
舗装本復旧工事	アスファルト舗装工 A=1,190m ²	8,516,200	令和5年12月26日	令和6年3月13日	金田地内
施設改良工事	電動弁更新 φ 100ー0.2kw-100V 1台	14,520,000	令和5年10月3日	令和6年3月14日	土塚地内

(境川地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額 (円)	着工年月日	完成年月日	備 考
配水管布設工事	配水用ポリエチレン管 φ 75 L=224.0m	7,644,890	令和5年11月28日	令和6年3月27日	大坪地内
施設改良工事	減圧弁更新 φ 100 1台 ストレーナー更新 φ 100 1台	4,295,500	令和5年7月25日	令和5年11月21日	寺尾地内

(春日居地区)

工 事 名	工 事 内 容	工事金額 (円)	着工年月日	完成年月日	備 考
配水管布設替工事	水道配水用ポリエチレン管 φ 100 L=211.8m	10,698,600	令和5年2月14日	令和5年5月31日	鎮目地内
舗装本復旧工事	アスファルト舗装工 A=925m ²	6,752,900	令和5年12月26日	令和6年3月18日	鎮目地内
施設改良工事	井戸用水中モーターポンプ更新1台	4,620,000	令和5年12月12日	令和6年3月25日	小松地内
施設改良工事	屋根シート防水工事 A=365m ²	8,470,000	令和5年10月31日	令和6年2月7日	小松地内

3. 業務

(1) 業務量

事 項		単 位	令和 5 年 度	令和 4 年 度	比 較	
					増 減	比 率 %
年 度 末 給 水 人 口		人	65,219	65,561	△342	99.5
計 画 給 水 人 口		人	71,300	71,300	0	100.0
普 及 率		%	91.5	92.0	△0.5	99.5
年 度 末 給 水 世 帯		戸	29,677	29,345	332	101.1
配 水 量	年 間	m ³	9,203,890	9,362,807	△158,917	98.3
	1 月 平 均	m ³	766,991	780,234	△13,243	98.3
	1 日 平 均	m ³	25,147	25,652	△505	98.0
有 収 水 量	年 間	m ³	7,393,284	7,410,724	△17,440	99.8
	1 月 平 均	m ³	616,107	617,560	△1,453	99.8
	1 日 平 均	m ³	20,200	20,303	△103	99.5
1 日 最 大 配 水 量		m ³	30,590	31,897	△1,307	
有 収 率		%	80.3	79.2	1.1	

$$\text{供給単価} = \frac{\text{給 水 収 益} \quad 1,128,562,882}{\text{有 収 水 量} \quad 7,393,284} = \underline{152.6 \text{ 円}/\text{m}^3}$$

$$\text{給水原価} = \frac{\text{経 常 費 用} \quad 1,547,509,815 \quad - \quad (\text{長期前受金戻入} + \text{受託工事費} + \text{材料及不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) \quad 167,998,661}{\text{有 収 水 量} \quad 7,393,284} = \underline{186.6 \text{ 円}/\text{m}^3}$$

4. 会計

(1) 主要契約の要旨

(石和地区)

当初契約年月日	契約金額（円）	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和5年8月28日	8,649,300	上平井地内配水管布設替工事	(有)石倉興業	
令和5年11月6日	11,537,900	舗装本復旧工事（下平井地内）	(株)日昇建設	
令和5年10月30日	7,664,800	舗装本復旧工事（石和2工区）	(株)カイシン	
令和5年4月3日	10,208,000	中川第二水源取水ポンプ設備更新工事（繰越）	(株)関東日立山梨支社	
令和4年11月7日	54,340,000	四日市場配水場機械電気設備更新工事（繰越）	(株)関東日立山梨支社	
令和5年5月18日	21,505,560	砂原配水場移転用地購入	横内春夫	
令和3年11月22日	40,590,000	砂原配水場詳細設計業務委託（事故繰越）	(株)日本水道設計社甲府営業所	

(御坂地区)

当初契約年月日	契約金額（円）	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和5年11月6日	42,325,800	成田地内配水管布設替工事	(有)松山興業	
令和5年12月25日	18,051,000	舗装本復旧工事（御坂1工区）	(有)MUKAI	
令和5年12月25日	14,010,700	舗装本復旧工事（御坂2工区）	(株)渡辺工業	
令和5年12月25日	8,234,600	舗装本復旧工事（御坂3工区）	(株)日昇建設	
令和5年12月25日	4,620,000	減圧弁更新工事（御坂）	(株)石原設備	
令和5年1月30日	10,450,000	若宮第二・第三水源ポンプ設備更新工事（繰越）	(株)関東日立山梨支社	

(八代地区)

当初契約年月日	契約金額（円）	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和5年7月3日	6,600,000	水位調整弁更新工事（岡配水場）	古屋設備	
令和5年6月5日	5,500,000	銚子ヶ原配水場配水ポンプ更新工事	(株)関東日立山梨支社	

(一宮地区)

当初契約年月日	契約金額 (円)	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和5年12月25日	3,584,900	下水道関連配水管布設替工事 (一宮1工区)	(有) 梶設備	
令和5年1月30日	11,510,400	地藏堂地内配水管布設替工事 (繰越)	(株) 石原設備	
令和5年12月25日	13,451,900	舗装本復旧工事 (一宮1工区)	(株) カイシン	
令和5年12月25日	8,516,200	舗装本復旧工事 (一宮3工区)	中央舗道建設(有)	
令和5年10月2日	14,520,000	市之蔵配水場受水弁更新工事	甲信商事 (株) 甲府支店	

(境川地区)

当初契約年月日	契約金額 (円)	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和5年11月27日	7,644,890	石橋産業導入地区配水管布設工事 (3工区)	(株) 石原設備	
令和5年7月24日	4,295,500	減圧弁更新工事 (境川)	(有) タナカ設備	

(春日居地区)

当初契約年月日	契約金額 (円)	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和5年2月13日	10,698,600	鎮目地内配水管布設替工事 (繰越)	(有) ツチヤ設備	
令和5年12月25日	6,752,900	舗装本復旧工事 (春日居1工区)	中央舗道建設(有)	
令和5年12月11日	4,620,000	春日居南部水源取水ポンプ更新工事	(株) 関東日立山梨支社	
令和5年10月30日	8,470,000	春日居南部配水場屋根防水工事	(有) オサダ防水	

区 分	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
企 業 債	7,196,976,500	304,800,000	465,479,283	7,036,297,217

(2) 事業収入に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 収 益	給 水 収 益	1, 128, 562, 882
	受 託 工 事 収 益	4, 543, 000
	そ の 他 営 業 収 益	77, 850, 455
営 業 外 収 益	受 取 利 息	184, 413
	他 会 計 補 助 金	381, 306, 325
	長 期 前 受 金 戻 入	124, 700, 541
	売 電 事 業 収 益	2, 684, 640
	雑 収 益	7, 732, 743
	国 庫 補 助 金	0
特 別 利 益	過 年 度 損 益 修 正 益	0
	そ の 他 特 別 利 益	8, 763, 044
	合 計	1, 736, 328, 043

(3) 事業費用に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 費 用	原 水 及 び 浄 水 費	543, 648, 060
	配 水 及 び 給 水 費	87, 480, 875
	受 託 工 事 費	4, 130, 000
	総 係 費	212, 043, 042
	減 価 償 却 費	586, 002, 831
	資 産 減 耗 費	0
	そ の 他 営 業 費 用	2, 310, 620
営 業 外 費 用	支 払 利 息	100, 945, 761
	雑 支 出	10, 948, 626
	売 電 事 業 費	0
特 別 損 失	過 年 度 損 益 修 正 損	1, 445, 644
	合 計	1, 548, 955, 459

令和5年度 笛吹市水道事業キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

笛吹市水道事業 間接法

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

1. 当年度純利益	187,372,584
2. キャッシュ・フローへの調整額	
減価償却費	586,002,831
長期前受金戻入額	△ 124,700,541
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,008,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 2,151,000
その他流動負債の増減額 (△は減少)	17,596
受取利息	△ 184,413
支払利息	100,945,761
未収金の増減額 (△は増加)	8,326,685
未払金の増減額 (△は減少)	212,820,425
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 208,100
前払金の増減額 (△は増加)	12,690,000
前払費用の増減額 (△は増加)	△ 656,910
小計	979,266,918
受取利息	184,413
支払利息	△ 100,945,761
業務活動によるキャッシュ・フロー	878,505,570

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得等による支出	△ 436,845,168
国庫補助金等による収入	0
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	85,396,760
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 351,448,408

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	304,800,000
建設改良企業債の償還による支出	△ 465,479,283
他会計からの出資による収入	74,745,365
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 85,933,918

IV 資金増加(減少)額 441,123,244

V 資金期首残高 1,307,397,965

VI 資金期末残高 1,748,521,209

令和5年度 笛吹市水道事業収益費用明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
水道事業収益				1,736,328,043	
	営業収益			1,210,956,337	
		給水収益		1,128,562,882	
			給水収益	1,128,562,882	
		受託工事収益		4,543,000	
			受託工事収益	4,543,000	
		その他営業収益		77,850,455	
			加入負担金	28,600,000	
			手数料	9,154,000	
			材料売却収益	2,283,900	
			他会計負担金	36,857,500	
			雑収益	955,055	
	営業外収益			516,608,662	
		受取利息		184,413	
			預金利息	184,413	
		他会計補助金		381,306,325	
			他会計補助金	381,306,325	
		長期前受金戻入		124,700,541	
			補助金	51,241,666	
			他会計負担金	7,709,115	
			県負担金	1,513,390	
			工事負担金	64,236,370	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
		売電事業収益		2,684,640	
			売電事業収益	2,684,640	
		雑収益		7,732,743	
			雑収益	7,732,743	
		国庫補助金		0	
			国庫補助金	0	
	特別利益			8,763,044	
		過年度損益修正益		0	
			過年度損益修正益	0	
		その他特別利益		8,763,044	
			その他特別利益	8,763,044	
合計				1,736,328,043	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
水道事業費用				1,548,955,459	
	営業費用			1,435,615,428	
		原水及び浄水費		543,648,060	
			報償費	2,381,819	
			備用品費	159,005	
			燃料費	93,251	
			光熱水費	552,240	
			通信運搬費	1,019,622	
			委託料	65,963,430	
			賃借料	15,389,316	
			修繕費	7,312,780	
			動力費	84,056,637	
			薬品費	27,633,120	
			負担金	62,337,401	
			保険料	53,439	
			受水費	276,696,000	
		配水及び給水費		87,480,875	
			報償費	0	
			備用品費	235,345	
			燃料費	392,734	
			委託料	40,074,000	
			手数料	230,100	
			賃借料	703,300	
			修繕費	42,351,150	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
			材料費	3, 224, 426	
			公課費	41, 200	
			負担金	73, 440	
			保険料	155, 180	
		受託工事費		4, 130, 000	
			工事請負費	4, 130, 000	
		総係費		212, 043, 042	
			給 料	50, 470, 530	
			手 当	21, 927, 222	
			賞与引当金繰入額	7, 689, 000	
			報 酬	192, 000	
			法定福利費	14, 539, 000	
			旅 費	59, 094	
			退職手当組合負担金	6, 053, 580	
			備消品費	662, 848	
			印刷製本費	3, 033, 794	
			通信運搬費	4, 632, 077	
			委託料	88, 082, 410	
			手数料	4, 808, 922	
			賃借料	9, 000	
			研修費	136, 365	
			会費負担金	281, 030	
			保険料	878, 170	
			貸倒引当金繰入額	8, 588, 000	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
		減価償却費		586,002,831	
			有形固定資産減価償却費	568,820,748	
			無形固定資産減価償却費	17,182,083	
		その他営業費用		2,310,620	
			材料売却原価	2,310,620	
	営業外費用			111,894,387	
		支払利息		100,945,761	
			企業債利息	100,945,761	
		雑支出		10,948,626	
			営業外費用雑支出	10,948,626	
		売電事業費		0	
			修繕費	0	
	特別損失			1,445,644	
		過年度損益修正損		1,445,644	
			過年度損益修正損	1,445,644	
合計				1,548,955,459	

令和 5 年度 笛吹市水道事業資本的収支明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
資本的収入				471,139,504	
	企業債			304,800,000	
		企業債		304,800,000	
			建設改良等の財源に 充てるための企業債	304,800,000	
	出資金			74,745,365	
		出資金		74,745,365	
			元金償還の財源に充 てるための出資金	74,745,365	
			建設改良等の財源に 充てるための出資金	0	
	負担金			91,594,139	
		負担金		91,594,139	
			工事負担金	90,287,339	
			他会計負担金	1,306,800	
合計				471,139,504	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
資本の支出				902,532,551	
	建設改良費			437,053,268	
		水道建設費		429,636,808	
			給料	22,596,300	
			手当	12,541,714	
			法定福利費	9,795,734	
			委託料	77,479,000	
			工事請負費	204,078,900	
			委託料 (旧簡水分地区)	0	
			工事請負費 (旧簡水分地区)	76,725,000	
			用地費	21,505,560	
			補償費	4,914,600	
		第1次拡張費		0	
			委託料	0	
			工事請負費	0	
		営業設備費		7,416,460	
			委託料	6,277,000	
			量水器購入費	969,060	
			備品購入費	170,400	
	企業債償還金			465,479,283	
		企業債償還金		465,479,283	
			企業債元金	465,479,283	
合計				902,532,551	

固 定 資 産 明 細 書

(単位：円)

資 産 の 種 類	当 年 度 当 初 額 現 在	当 年 加 入 額	当 年 減 少 額	当 年 在 庫 額	減 価 償 却 累 計 額		年 度 末 額 現 在
					当 年 度 償 却 額	累 計	
土 地	667,999,938	26,660,160	0	694,660,098	0	0	694,660,098
建 物	2,013,592,528	12,300,000	0	2,025,892,528	33,199,086	477,810,262	1,548,082,266
構 築 物	22,098,956,470	260,642,086	0	22,359,598,556	424,718,299	10,030,482,846	12,329,115,710
機械及び装置	7,155,580,449	130,795,522	0	7,286,375,971	103,826,062	4,048,530,100	3,237,845,871
車 両 運 搬 具	6,761,031	0	0	6,761,031		4,481,459	2,279,572
工具器具備品	71,592,560	6,447,400	0	78,039,960	7,077,301	27,924,427	50,115,533
建 設 仮 勘 定	0	0	0	0	0	0	0
水 利 権	650,665,689	0	0	650,665,689	17,182,083	0	633,483,606
計	32,665,148,665	436,845,168	0	33,101,993,833	586,002,831	14,589,229,094	18,495,582,656

企 業 債 明 細 書

(単位：円)

No.	年度	種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
1	平成5年度	上水道事業（御坂・簡易水道統合整備事業）	H6. 3. 23	65,000,000	3,879,767	65,000,000	0	3.65	R6. 3. 1	112年金資金
2	平成5年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H6. 5. 27	164,200,000	10,444,931	164,200,000	0	4.30	R6. 3. 25	112年金資金
3	平成5年度	簡易水道統合整備事業	H7. 1. 10	59,400,000	3,852,138	57,405,046	1,994,954	4.75	R6. 9. 25	112年金資金
4	平成6年度	上水道事業（御坂・簡易水道統合整備事業）	H7. 3. 27	37,000,000	2,324,119	34,566,554	2,433,446	4.65	R7. 3. 1	112年金資金
5	平成6年度	上水道事業（八代・簡易水道統合整備事業）	H7. 5. 19	91,000,000	5,333,098	85,459,602	5,540,398	3.85	R7. 3. 25	111資金運用部
6	平成6年度	簡易水道統合整備事業	H7. 5. 19	29,600,000	1,734,722	27,797,848	1,802,152	3.85	R7. 3. 25	112年金資金
7	平成6年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H7. 5. 26	167,400,000	9,810,556	157,208,102	10,191,898	3.85	R7. 3. 25	112年金資金
8	平成6年度	第二次拡張	H8. 3. 14	100,000,000	5,331,165	88,824,535	11,175,465	3.15	R8. 3. 2	111資金運用部
9	平成7年度	第二次拡張	H8. 3. 14	180,000,000	9,596,097	159,884,164	20,115,836	3.15	R8. 3. 1	111資金運用部
10	平成7年度	上水道事業（御坂・簡易水道統合整備事業）	H8. 3. 14	40,500,000	2,159,122	35,973,936	4,526,064	3.15	R8. 3. 1	112年金資金
11	平成6年度	第二次拡張	H8. 3. 22	30,000,000	1,817,693	30,000,000	0	3.25	R6. 3. 20	201公営企業金融公庫
12	平成7年度	第二次拡張	H8. 3. 22	120,000,000	7,270,773	120,000,000	0	3.25	R6. 3. 20	201公営企業金融公庫
13	平成7年度	境川町(H7)【統合整備・補正予算分】	H8. 5. 20	64,800,000	3,526,101	57,380,935	7,419,065	3.40	R8. 3. 25	111資金運用部
14	平成7年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H8. 5. 27	174,000,000	9,468,232	154,078,436	19,921,564	3.40	R8. 3. 25	112年金資金
15	平成8年度	第二次拡張	H9. 3. 25	120,000,000	6,042,673	100,830,356	19,169,644	2.80	R9. 3. 1	111資金運用部
16	平成8年度	上水道事業（御坂・簡易水道統合整備事業）	H9. 3. 25	37,000,000	1,863,158	31,089,359	5,910,641	2.80	R9. 3. 1	112年金資金
17	平成8年度	第二次拡張	H9. 3. 28	80,000,000	4,555,244	75,311,696	4,688,304	2.90	R7. 3. 20	201公営企業金融公庫
18	平成8年度	統合整備	H9. 5. 20	9,400,000	466,282	7,926,656	1,473,344	2.60	R9. 3. 25	111資金運用部
19	平成8年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H9. 5. 26	137,000,000	6,795,815	115,526,780	21,473,220	2.60	R9. 3. 25	112年金資金
20	平成9年度	第二次拡張	H10. 3. 30	199,100,000	10,430,373	177,541,959	21,558,041	2.20	R8. 3. 20	201公営企業金融公庫
21	平成9年度	統合整備事業	H10. 5. 6	21,600,000	1,002,751	17,383,352	4,216,648	2.00	R10. 3. 25	112年金資金
22	平成9年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H10. 5. 25	141,600,000	6,573,589	113,957,528	27,642,472	2.00	R10. 3. 25	112年金資金
23	平成10年度	第二次拡張	H11. 3. 19	300,900,000	13,774,440	227,541,340	73,358,660	2.10	R11. 3. 1	111資金運用部
24	平成10年度	第二次拡張	H11. 3. 30	40,200,000	2,046,056	33,799,008	6,400,992	2.10	R9. 3. 20	201公営企業金融公庫
25	平成10年度	第二次拡張	H11. 3. 30	15,000,000	763,453	12,611,571	2,388,429	2.10	R9. 3. 20	201公営企業金融公庫
26	平成10年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H11. 5. 25	160,500,000	7,174,089	122,750,033	37,749,967	1.70	R11. 3. 25	112年金資金
27	平成10年度	第二次拡張	H11. 5. 28	14,500,000	722,495	12,253,183	2,246,817	1.80	R9. 3. 20	201公営企業金融公庫
28	平成10年度	第二次拡張	H11. 6. 30	103,800,000	4,611,486	79,607,298	24,192,702	1.60	R11. 3. 25	111資金運用部
29	平成11年度	上水道整備事業	H12. 3. 24	33,500,000	1,494,509	23,880,550	9,619,450	2.00	R12. 3. 1	111資金運用部

企 業 債 明 細 書

(単位：円)

No.	年度	種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
30	平成11年度	第二次拡張	H12. 3. 24	73,600,000	3,283,459	52,465,925	21,134,075	2.00	R12. 3. 1	111資金運用部
31	平成11年度	上水道整備事業	H12. 3. 30	21,100,000	1,045,385	16,704,070	4,395,930	2.00	R10. 3. 20	201公営企業金融公庫
32	平成11年度	第二次拡張	H12. 3. 30	46,400,000	2,298,857	36,733,119	9,666,881	2.00	R10. 3. 20	201公営企業金融公庫
33	平成11年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H12. 5. 26	143,000,000	6,379,547	101,937,870	41,062,130	2.00	R12. 3. 25	112年金資金
34	平成12年度	上水道整備事業	H13. 3. 26	34,100,000	1,467,424	23,146,355	10,953,645	1.60	R13. 3. 1	111資金運用部
35	平成12年度	上水道整備事業	H13. 3. 29	33,100,000	1,582,983	24,770,357	8,329,643	1.70	R11. 3. 20	201公営企業金融公庫
36	平成12年度	第二次拡張	H13. 3. 26	55,300,000	2,379,723	37,536,464	17,763,536	1.60	R13. 3. 1	110財政融資資金
37	平成12年度	第二次拡張	H13. 3. 29	44,700,000	2,137,745	33,451,208	11,248,792	1.70	R11. 3. 20	201公営企業金融公庫
38	平成12年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H13. 5. 25	144,900,000	6,235,478	98,355,042	46,544,958	1.60	R13. 3. 25	112年金資金
39	平成13年度	上水道整備事業	H14. 3. 25	11,500,000	495,878	7,117,005	4,382,995	2.20	R14. 3. 1	110財政融資資金
40	平成13年度	第二次拡張	H14. 3. 25	248,400,000	10,710,966	153,727,330	94,672,670	2.20	R14. 3. 1	110財政融資資金
41	平成13年度	上水道整備事業	H14. 3. 28	9,400,000	451,177	6,475,446	2,924,554	2.20	R12. 3. 20	201公営企業金融公庫
42	平成13年度	第二次拡張	H14. 3. 28	201,600,000	9,676,312	138,877,644	62,722,356	2.20	R12. 3. 20	201公営企業金融公庫
43	平成13年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H14. 5. 30	33,000,000	1,571,167	22,887,135	10,112,865	2.00	R12. 3. 20	201公営企業金融公庫
44	平成14年度	上水道事業	H15. 3. 25	32,700,000	1,350,768	19,787,510	12,912,490	1.20	R15. 3. 1	110財政融資資金
45	平成14年度	上水道整備事業	H15. 3. 25	28,000,000	1,279,602	18,544,087	9,455,913	1.35	R13. 3. 20	201公営企業金融公庫
46	平成14年度	第二次拡張	H15. 3. 25	53,800,000	2,222,363	32,555,596	21,244,404	1.20	R15. 3. 1	110財政融資資金
47	平成14年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H15. 3. 25	91,000,000	3,759,016	55,066,156	35,933,844	1.20	R15. 3. 1	110財政融資資金
48	平成14年度	第二次拡張	H15. 3. 28	46,200,000	2,100,541	30,771,013	15,428,987	1.20	R13. 3. 20	201公営企業金融公庫
49	平成14年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H15. 5. 26	91,000,000	3,731,564	55,864,227	35,135,773	0.90	R15. 3. 25	110財政融資資金
50	平成14年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H15. 5. 29	47,000,000	2,114,459	31,654,997	15,345,003	0.90	R13. 3. 20	201公営企業金融公庫
51	平成15年度	第二次拡張事業	H16. 3. 25	50,300,000	2,072,292	27,142,317	23,157,683	2.00	R16. 3. 1	110財政融資資金
52	平成15年度	配水管施設整備、配水池整備事業	H16. 3. 25	78,600,000	3,238,212	42,413,241	36,186,759	2.00	R16. 3. 1	110財政融資資金
53	平成15年度	配水管施設整備、配水池整備事業第二次拡張	H16. 3. 30	49,700,000	2,269,108	29,916,201	19,783,799	1.90	R14. 3. 20	201公営企業金融公庫
54	平成15年度	配水管施設整備、配水池整備事業	H16. 3. 30	77,400,000	3,533,782	46,589,818	30,810,182	1.90	R14. 3. 20	201公営企業金融公庫
55	平成15年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H16. 5. 27	93,900,000	3,872,168	50,385,378	43,514,622	2.10	R16. 3. 25	110財政融資資金
56	平成15年度	簡易水道（飲料水供給施設）	H16. 9. 20	53,400,000	2,448,328	31,858,106	21,541,894	2.10	R14. 3. 20	201公営企業金融公庫
57	平成16年度	上水道事業	H17. 3. 30	51,400,000	2,307,910	28,308,288	23,091,712	2.10	R15. 3. 22	201公営企業金融公庫
58	平成16年度	簡易水道事業	H17. 5. 27	70,500,000	2,847,273	35,137,908	35,362,092	2.00	R17. 3. 25	110財政融資資金

企 業 債 明 細 書

(単位：円)

No.	年度	種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
59	平成16年度	簡易水道事業	H17. 5. 27	40,500,000	1,814,434	22,529,323	17,970,677	1.90	R15. 3. 20	201公営企業金融公庫
60	平成17年度	上水道事業	H17. 9. 30	50,600,000	2,023,341	24,192,677	26,407,323	2.00	R17. 9. 3	110財政融資資金
61	平成17年度	上水道事業	H18. 3. 27	279,000,000	11,034,370	126,934,880	152,065,120	2.10	R18. 3. 3	110財政融資資金
62	平成17年度	上水道事業債	H18. 3. 30	233,400,000	10,262,152	118,721,290	114,678,710	2.00	R16. 3. 21	201公営企業金融公庫
63	平成17年度	簡易水道事業	H18. 5. 29	184,400,000	7,276,652	82,770,016	101,629,984	2.30	R18. 3. 25	110財政融資資金
64	平成17年度	簡易水道事業	H18. 5. 30	149,000,000	6,552,468	74,532,609	74,467,391	2.30	R16. 3. 20	201公営企業金融公庫
65	平成18年度	上水道事業	H19. 3. 26	38,800,000	1,502,804	16,118,065	22,681,935	2.10	R19. 3. 1	110財政融資資金
66	平成18年度	上水道事業債	H19. 3. 29	31,200,000	1,342,969	14,366,428	16,833,572	2.15	R17. 3. 20	201公営企業金融公庫
67	平成18年度	簡易水道事業	H19. 5. 24	168,700,000	6,534,100	70,080,345	98,619,655	2.10	R19. 3. 25	110財政融資資金
68	平成18年度	簡易水道事業	H19. 5. 30	138,000,000	5,942,779	63,738,231	74,261,769	2.10	R17. 3. 20	201公営企業金融公庫
69	平成19年度	上水道事業	H20. 3. 25	83,100,000	3,152,094	31,302,272	51,797,728	2.10	R20. 3. 1	110財政融資資金
70	平成19年度	簡易水道事業	H20. 5. 27	51,500,000	1,947,468	19,248,218	32,251,782	2.20	R20. 3. 25	110財政融資資金
71	平成19年度	簡易水道事業	H20. 5. 29	41,500,000	1,746,841	17,265,283	24,234,717	2.20	R18. 3. 20	201公営企業金融公庫
72	平成19年度	上水道事業	H20. 3. 28	66,900,000	2,821,395	28,018,229	38,881,771	2.10	R18. 3. 20	201公営企業金融公庫
73	平成20年度	上水道事業	H21. 3. 25	57,700,000	2,396,687	22,044,229	35,655,771	1.90	R19. 3. 20	201公営企業金融公庫
74	平成20年度	簡易水道事業	H21. 5. 26	68,300,000	2,820,888	25,724,122	42,575,878	2.10	R19. 3. 20	200公営企業機構資金
75	平成20年度	簡易水道事業	H21. 5. 26	93,200,000	3,462,113	31,571,556	61,628,444	2.10	R21. 3. 25	110財政融資資金
76	平成20年度	上水道事業	H21. 10. 29	6,300,000	259,221	2,275,447	4,024,553	1.90	R19. 9. 20	201公共団体金融機構
77	平成21年度	上水道事業	H21. 10. 27	79,500,000	2,935,721	25,665,289	53,834,711	2.00	R21. 9. 25	110財政融資資金
78	平成21年度	上水道事業	H22. 3. 25	90,000,000	3,274,125	27,144,314	62,855,686	2.10	R22. 3. 20	201公共団体金融機構
79	平成21年度	上水道事業	H22. 3. 25	1,200,000	43,654	361,923	838,077	2.10	R22. 3. 20	201公共団体金融機構
80	平成21年度	簡易水道事業	H22. 5. 26	30,500,000	1,115,132	9,280,488	21,219,512	2.00	R22. 3. 25	110財政融資資金
81	平成21年度	簡易水道事業	H22. 5. 26	9,600,000	350,992	2,921,071	6,678,929	2.00	R22. 3. 20	200公営企業機構資金
82	平成21年度	簡易水道事業	H22. 5. 26	15,300,000	559,393	4,655,458	10,644,542	2.00	R22. 3. 20	200公営企業機構資金
83	平成21年度	上水道事業	H22. 12. 22	311,900,000	11,352,409	89,985,084	221,914,916	1.90	R22. 9. 25	110財政融資資金
84	平成21年度	上水道事業	H22. 12. 22	51,200,000	1,863,556	14,771,518	36,428,482	1.90	R22. 9. 20	201公共団体金融機構
85	平成21年度	上水道事業	H22. 12. 22	69,800,000	2,540,552	20,137,732	49,662,268	1.90	R22. 9. 20	201公共団体金融機構
86	平成22年度	上水道事業	H23. 3. 25	385,000,000	13,881,202	104,035,226	280,964,774	1.90	R23. 3. 1	110財政融資資金
87	平成23年度	上水道事業	H25. 1. 29	167,400,000	5,953,849	36,957,924	130,442,076	1.70	R24. 9. 25	110財政融資資金

企 業 債 明 細 書

(単位：円)

No.	年度	種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
88	平成24年度	上水道事業	H26. 3. 25	776,700,000	27,646,886	134,456,831	642,243,169	1.40	R26. 3. 1	110財政融資資金
89	平成25年度	上水道事業	H26. 3. 25	1,090,700,000	39,028,923	153,352,713	937,347,287	1.20	R27. 3. 1	110財政融資資金
90	平成26年度	上水道事業	H26. 3. 25	379,100,000	13,620,604	47,025,534	332,074,466	1.10	R27. 9. 25	110財政融資資金
91	平成27年度	上水道事業	H27. 3. 25	437,700,000	16,781,629	41,828,669	395,871,331	0.40	R28. 9. 25	110財政融資資金
92	平成28年度	上水道事業	H28. 3. 30	280,000,000	10,475,923	20,889,272	259,110,728	0.60	R29. 3. 20	201公共団体金融機構
93	平成28年度	上水道事業	H29. 11. 29	59,100,000	2,204,554	3,301,888	55,798,112	0.60	R29. 9. 20	201公共団体金融機構
94	平成29年度	上水道事業	H30. 3. 26	140,600,000	5,228,989	5,228,989	135,371,011	0.60	R30. 3. 20	201公共団体金融機構
95	平成29年度	上水道事業	H31. 3. 25	60,300,000	0	0	60,300,000	0.50	R31. 3. 20	201公共団体金融機構
96	平成30年度	上水道事業	H31. 3. 25	135,500,000	0	0	135,500,000	0.50	R31. 3. 20	201公共団体金融機構
97	平成30年度	上水道事業	R2. 3. 26	73,700,000	0	0	73,700,000	0.30	R32. 3. 20	201公共団体金融機構
98	令和元年度	上水道事業	R2. 3. 26	114,600,000	0	0	114,600,000	0.30	R32. 3. 20	201公共団体金融機構
99	令和元年度	上水道事業	R3. 3. 25	122,400,000	0	0	122,400,000	0.50	R33. 3. 20	201公共団体金融機構
100	令和2年度	上水道事業	R3. 3. 25	184,700,000	0	0	184,700,000	0.50	R33. 3. 20	201公共団体金融機構
101	令和2年度	上水道事業	R4. 3. 24	90,300,000	0	0	90,300,000	0.70	R34. 3. 20	201公共団体金融機構
102	令和3年度	上水道事業	R4. 3. 24	61,200,000	0	0	61,200,000	0.70	R34. 3. 20	201公共団体金融機構
103	令和3年度	上水道事業（旧簡水施設分）	R4. 3. 24	33,300,000	0	0	33,300,000	0.70	R34. 3. 20	201公共団体金融機構
104	令和3年度	上水道事業	R5. 3. 30	101,500,000	0	0	101,500,000	1.30	R35. 3. 20	201公共団体金融機構
105	令和4年度	上水道事業	R5. 3. 30	50,000,000	0	0	50,000,000	1.30	R35. 3. 20	201公共団体金融機構
106	令和4年度	上水道事業（旧簡水施設分）	R5. 3. 30	8,000,000	0	0	8,000,000	1.30	R35. 3. 20	201公共団体金融機構
107	令和4年度	上水道事業	R6. 3. 28	88,800,000	0	0	88,800,000	1.40	R36. 3. 20	201公共団体金融機構
108	令和4年度	上水道事業（旧簡水施設分）	R6. 3. 28	36,000,000	0	0	36,000,000	1.40	R36. 3. 20	201公共団体金融機構
109	令和5年度	上水道事業	R6. 3. 28	140,000,000	0	0	140,000,000	1.40	R36. 3. 20	201公共団体金融機構
110	令和5年度	上水道事業（旧簡水施設分）	R6. 3. 28	40,000,000	0	0	40,000,000	1.40	R36. 3. 20	201公共団体金融機構
合計				12,249,700,000	465,479,283	5,213,402,783	7,036,297,217			

議案第 118 号

令和 5 年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について

令和 5 年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

令和 5 年度

笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算書

令和5年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定 による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 温泉事業収益	78,328,000	0	0	78,328,000	71,711,828	△ 6,616,172	4,990,598
第1項 営業収益	53,992,000	0	0	53,992,000	59,518,580	5,526,580	4,989,605
第2項 営業外収益	24,335,000	0	0	24,335,000	11,786,610	△ 12,548,390	993
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000	406,638	405,638	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰越 額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備 費 支出 額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営企 業法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
第1款 温泉事業費用	78,328,000	0	0	0	0	78,328,000	0	78,328,000	55,623,577	0	22,704,423	2,959,552
第1項 営業費用	72,438,000	0	0	0	0	72,438,000	0	72,438,000	53,289,877	0	19,148,123	2,959,516
第2項 営業外費用	2,738,000	0	0	0	0	2,738,000	0	2,738,000	2,333,700	0	404,300	36
第3項 特別損失	652,000	0	0	0	0	652,000	0	652,000	0	0	652,000	0
第4項 予備費	2,500,000	0	0	0	0	2,500,000	0	2,500,000	0	0	2,500,000	0

(2) 資本的収入及び支出

【収 入】

区分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮払消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額に係る財源 充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	1,586,000	0	1,586,000	0	0	1,586,000	1,160,406	△ 425,594	0
第1項 固定資産売却代金	1,586,000	0	1,586,000	0	0	1,586,000	1,160,406	△ 425,594	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業 法第26条の 規定による 繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	2,860,000	0	0	2,860,000	0	0	2,860,000	0	0	0	0	2,860,000	0
第1項 建設改良費	2,860,000	0	0	2,860,000	0	0	2,860,000	0	0	0	0	2,860,000	0

令和5年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業損益計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1. 営業収益

(1) 温泉供給収益	49,906,975	
(2) その他営業収益	4,622,000	54,528,975

2. 営業費用

(1) 温泉管理費	27,276,013	
(2) 総係費	2,956,844	
(3) 減価償却費	20,097,504	
(4) 資産減耗費	0	50,330,361

営 業 利 益 4,198,614

3. 営業外収益

(1) 受取利息	115,310	
(2) 他会計補助金	11,665,000	
(3) 雑収益	5,486	11,785,796

4. 営業外費用

(1) 雑支出	302,797	302,797	11,482,999
---------	---------	---------	------------

経 常 利 益 15,681,613

5. 特別利益

(1) その他特別利益	406,638	406,638
-------------	---------	---------

6. 特別損失

(2) 過年度損益修正損	0	0	406,638
--------------	---	---	---------

当 年 度 純 利 益 16,088,251

前年度繰越利益剰余金 67,657

当年度末処分利益剰余金 16,155,908

令和 5 年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業剰余金計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金					資本合計
		利益剰余金					
		減債積立金	利益積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	567, 164, 328	0	174, 660, 000	85, 500, 000	8, 767, 657	268, 927, 657	836, 091, 985
前年度処分額	0	0	0	8, 700, 000	△ 8, 700, 000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	8, 700, 000	△ 8, 700, 000	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	8, 700, 000	△ 8, 700, 000	0	0
処分後残高	567, 164, 328	0	174, 660, 000	94, 200, 000	(繰越利益剰余金) 67, 657	268, 927, 657	836, 091, 985
当年度変動額	0	0	0	0	16, 088, 251	16, 088, 251	16, 088, 251
当年度純利益	0	0	0	0	16, 088, 251	16, 088, 251	16, 088, 251
当年度末残高	567, 164, 328	0	174, 660, 000	94, 200, 000	(当年度未処分利益剰余金) 16, 155, 908	285, 015, 908	852, 180, 236

別表第十三号（第十二条関係）

剰余金処分計算書様式

令和5年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業剰余金処分計算書（案）
(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	567,164,328	0	16,155,908
議会の議決による処分額	0	0	△ 16,100,000
建設改良積立金への積立	0	0	△ 16,100,000
処分後残高	567,164,328	0	(繰越利益剰余金) 55,908

令和5年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		9,695,666	
ロ. 建物	25,686,846		
減価償却累計額	<u>△18,518,886</u>	7,167,960	
ハ. 構築物	805,142,632		
減価償却累計額	<u>△545,249,791</u>	259,892,841	
ニ. 機械及び装置	106,947,341		
減価償却累計額	<u>△68,677,290</u>	38,270,051	
ホ. 車両運搬具	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
有形固定資産合計		<u>315,026,518</u>	
固定資産合計			315,026,518

2. 流動資産

(1) 現金及び預金		524,766,551	
(2) 未収金	20,334,127		
(3) 貸倒引当金	<u>△ 123,000</u>	20,211,127	
(4) 前払費用		0	
(5) 前払金		<u>0</u>	
流動資産合計			544,977,678
資産合計			<u><u>860,004,196</u></u>

負債の部

3. 流動負債

(1) 未払金		7,823,960	
(2) 引当金		<u>0</u>	
流動負債合計			<u>7,823,960</u>
負債合計			<u><u>7,823,960</u></u>

資本の部

4. 資本金

(1) 資本金			
イ. 固有資本金		567,164,328	
資本金合計			567,164,328

5. 剰余金

(1) 利益剰余金			
イ. 利益積立金	174,660,000		
ロ. 建設改良積立金	94,200,000		
ハ. 当年度未処分利益剰余金	<u>16,155,908</u>		
利益剰余金合計		<u>285,015,908</u>	
剰余金合計			<u>285,015,908</u>
資本合計			<u>852,180,236</u>
負債、資本合計			<u><u>860,004,196</u></u>

注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 減価償却の方法 定額法

(2) 主な耐用年数

建物	50年
構築物	10～58年
機械及び装置	8～17年
車両運搬具	5年

2. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

3. その他の注記

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

令和5年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業報告書

1. 概況

(1) 総括事業

(営業)

給湯状況について、契約件数は143件で、総配湯量229,854m³、有収湯量は229,854m³となり、有効率については100%となりました。
有収湯量は前年度に対して2,492m³の増、温泉供給収益は前年度に対して1,089,563円の増となりました。
また、物価高騰の影響により、委託料・修繕費にかかる資材や人件費等の値上がりなど、支出に影響が出ています。

(経理)

収益的収支では収入 66,721,409 円に対して、支出 50,633,158 円で差引き 16,088,251 円の当期純利益となりました。

(2) 経営指標に関する事項

令和5年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は130.97%、料金水準の妥当性を示す料金回収率は98.56%となりました。
償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、67.44%となりました。

(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日
第 95 号	令和4年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定	令和5年9月4日	令和5年9月28日
第 42 号	令和6年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算	令和6年2月20日	令和6年3月21日

2. 業務

(1) 業 務 量

事 項	単 位	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	比 較	
				増 減	比 率 %
契 約 件 数	件	143	145	△2	98.6
契 約 口 数	口	238.1	241.1	△3.0	98.8
配 湯 件 数	件	126	126	0	100.0
配 湯 世 帯 数	戸	126	126	0	100.0
総 配 湯 量	m ³	229,854	227,362	2,492	101.1
有 効 湯 量	m ³	229,854	227,362	2,492	101.1
有 効 率	%	100.0	100.0	0.0	100.0
月 最 大 配 湯 量	m ³	22,896	22,076	820	103.7
1 日 平 均 配 湯 量	m ³	628	623	5	100.8

$$\text{供給単価} = \frac{\text{供給収益} \quad 49,906,975}{\text{有収湯量} \quad 229,854} = \underline{\underline{217.1 \text{ 円/m}^3}}$$

$$\text{給湯原価} = \frac{\text{経常費用} \quad 50,633,158}{\text{有収湯量} \quad 229,854} = \underline{\underline{220.3 \text{ 円/m}^3}}$$

(2) 事業収入に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 収 益	温 泉 供 給 収 益	49,906,975
	そ の 他 営 業 収 益	4,622,000
営 業 外 収 益	受 取 利 息	115,310
	他 会 計 補 助 金	11,665,000
	雑 収 益	5,486
特 別 利 益	そ の 他 特 別 利 益	406,638
	合 計	66,721,409

(3) 事業費用に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 費 用	温 泉 管 理 費	27,276,013
	総 係 費	2,956,844
	減 価 償 却 費	20,097,504
	資 産 減 耗 費	0
営 業 外 費 用	雑 支 出	302,797
特 別 損 失	過 年 度 損 益 修 正 損	0
	合 計	50,633,158

3. 会計

(1) 主要契約の要旨

当初契約年月日	契約金額 (円)	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考

4. その他

(1) 補助金等の使途について

ア 収益的収入の他会計補助金11,665,000円については、減価償却費等非課税仕入（特定収入以外）に11,665,000円分を充当した。

令和5年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

笛吹市営春日居地区温泉給湯事業	間接法	(単位：円)
I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
1.	当年度純利益	16,088,251
2.	キャッシュ・フローへの調整額	
	減価償却費	20,097,504
	賞与引当金の増減額（△は減少）	0
	貸倒引当金の増減額（△は減少）	123,000
	受取利息	△ 115,310
	固定資産除却損	0
	未収金の増減額（△は増加）	△ 15,808,246
	未払金の増減額（△は減少）	2,651,316
	前払金の増加額（△は増加）	0
	小計	23,036,515
	受取利息	115,310
	業務活動によるキャッシュ・フロー	23,151,825
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の売却による収入	1,160,406
	投資活動によるキャッシュ・フロー	1,160,406
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	0
IV	資金増加（減少）額	24,312,231
V	資金期首残高	500,454,320
VI	資金期末残高	524,766,551

令和 5 年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業収益費用明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
温泉事業収益				66,721,409	
	営業収益			54,528,975	
		温泉供給収益		49,906,975	
			温泉供給収益	49,906,975	
		その他営業収益		4,622,000	
			手数料	4,000,000	
			他会計負担金	622,000	
			雑収益	0	
	営業外収益			11,785,796	
		受取利息		115,310	
			預金利息	115,310	
		他会計補助金		11,665,000	
			他会計補助金	11,665,000	
		雑収益		5,486	
			雑収益	5,486	
	特別利益			406,638	
		固定資産売却益		406,638	
			固定資産売却益	406,638	
合計				66,721,409	

款	項	目	節	金額	備考
温泉事業費用	営業費用			50,633,158	
				50,330,361	
		温泉管理費		27,276,013	
			備消品費	0	
			加熱費	17,036,367	
			燃料費	0	
			動力費	6,418,191	
			光熱水費	0	
			修繕費	666,000	
			通信運搬費	0	
			手数料	0	
			保険料	2,595	
			委託料	1,609,295	
			賃借料	242,119	
			薬品費	1,197,900	
			材料費	89,000	
			公課費	0	
			負担金	14,546	
		総係費		2,956,844	
			給料	0	
			手当	0	
			賞与引当金繰入額	0	
			法定福利費	0	

款	項	目	節	金額	備考
			旅費	0	
			退職手当組合負担金	0	
			備用品費	172,696	
			印刷製本費	18,000	
			通信運搬費	0	
			手数料	16,464	
			委託料	0	
			賃借料	556,684	
			研修費	0	
			会費負担金	90,000	
			負担金	1,980,000	
			貸倒引当金繰入額	123,000	
		減価償却費		20,097,504	
			有形固定資産減価償却費	20,097,504	
		資産減耗費		0	
			固定資産除却費	0	
	営業外費用			302,797	
		雑支出		302,797	
			営業外雑支出	302,797	
	特別損失			0	
		過年度損益修正損		0	
			過年度損益修正損	0	
合計				50,633,158	

令和 5 年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業資本の収支明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
資本の収入				1,160,406	
	固定資産売却代金			1,160,406	
		固定資産売却代金		1,160,406	
			固定資産売却代金	1,160,406	

款	項	目	節	金額	備考
資本の支出				0	
	建設改良費			0	
		建設改良費		0	
			工事請負費	0	
			委託料	0	
		営業設備費		0	
			量水器購入費	0	
合計				0	

固 定 資 産 明 細 書

(単位：円)

資 産 の 種 類	当 年 度 当 初 現 在 額	当 増 年 加 度 額	当 減 年 少 度 額	当 現 年 在 度 額	減 価 償 却 累 計 額			年 度 末 現 在 額
					当 年 度 増 加 額	当 年 度 減 少 額	累 計	
土 地	10,856,072	0	1,160,406	9,695,666	0	0	0	9,695,666
建 物	25,686,846	0	0	25,686,846	332,571	0	18,518,886	7,167,960
構 築 物	805,142,632	0	0	805,142,632	16,350,933	0	545,249,791	259,892,841
機 械 及 び 装 置	106,947,341	0	0	106,947,341	3,414,000	0	68,677,290	38,270,051
車 両 運 搬 具	0	0	0	0	0	0	0	0
計	948,632,891	0	1,160,406	947,472,485	20,097,504	0	632,445,967	315,026,518

議案第 119 号

令和 5 年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について

令和 5 年度笛吹市公共下水道事業会計決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

令和 5 年度

笛吹市公共下水道事業会計決算書

令和5年度 笛吹市公共下水道事業会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

【収入】

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定 による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収益	1,841,150,000	△ 1,160,000	0	1,839,990,000	1,886,535,123	46,545,123	63,702,346
第1項 営業収益	676,578,000	5,000,000	0	681,578,000	701,927,128	20,349,128	63,687,860
第2項 営業外収益	1,164,431,000	△ 6,160,000	0	1,158,271,000	1,178,442,058	20,171,058	7,753
第3項 特別利益	141,000	0	0	141,000	6,165,937	6,024,937	6,733

【支出】

(単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企業法第26条 第2項の規定 による繰越 額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3項 の規定による 支出額	小 計	地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計				
第1款 下水道事業費用	1,841,150,000	△ 1,160,000	0	0	0	1,839,990,000	0	1,839,990,000	1,805,059,693	0	34,930,307	47,869,520
第1項 営業費用	1,632,642,000	753,000	0	0	0	1,633,395,000	0	1,633,395,000	1,617,482,952	0	15,912,048	47,868,495
第2項 営業外費用	200,408,000	△ 1,913,000	0	0	0	198,495,000	0	198,495,000	185,078,388	0	13,416,612	1,025
第3項 特別損失	3,100,000	0	0	0	0	3,100,000	0	3,100,000	2,498,353	0	601,647	0
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000	0	0	5,000,000	0

(2) 資本的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 下水道事業資本的収入	1,010,959,000	38,510,000	1,049,469,000	56,012,000	0	1,105,481,000	837,759,933	△ 267,721,067	0
第1項 企業債	395,700,000	37,300,000	433,000,000	0	0	433,000,000	308,300,000	△ 124,700,000	0
第2項 出資金	414,406,000	0	414,406,000	0	0	414,406,000	414,406,000	0	0
第3項 負担金	107,163,000	1,210,000	108,373,000	56,012,000	0	164,385,000	63,147,208	△ 101,237,792	0
第4項 補助金	93,690,000	0	93,690,000	0	0	93,690,000	51,906,725	△ 41,783,275	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越 額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 下水道事業資本的支出	1,688,779,000	40,084,000	0	1,728,863,000	56,012,000	0	1,784,875,000	1,516,471,695	97,900,000	0	97,900,000	170,503,305	28,453,620
第1項 建設改良費	520,734,000	40,084,000	0	560,818,000	56,012,000	0	616,830,000	348,727,573	97,900,000	0	97,900,000	170,202,427	28,453,620
第2項 企業債償還金	1,167,745,000	0	0	1,167,745,000	0	0	1,167,745,000	1,167,744,122	0	0	0	878	0
第3項 その他資本的支出	300,000	0	0	300,000	0	0	300,000	0	0	0	0	300,000	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 678,711,762 円は、過年度分損益勘定留保資金 113,840,995円、当年度分消費税資本的収支調整額 20,453,841円、当年度分損益勘定留保資金 544,416,926円で補てんした。

令和5年度 笛吹市公共下水道事業損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1. 営業収益

(1) 下水道使用料	636,963,468	
(2) 受託工事収益	0	
(3) その他営業収益	1,275,800	638,239,268

2. 営業費用

(1) 管渠費	53,880,356	
(2) 受託工事費	0	
(3) 総係費	66,240,510	
(4) 流域下水道維持管理費	397,868,002	
(5) 減価償却費	1,048,334,136	
(6) 資産減耗費	3,291,453	
(7) 加入促進費	0	
(8) その他営業費用	0	1,569,614,457

営業利益

△ 931,375,189

3. 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	62,948	
(2) 他会計補助金	744,968,000	
(3) 他会計負担金	0	
(4) 国庫補助金	0	
(5) 長期前受金戻入	407,141,706	
(6) 雑収益	21,966,130	1,174,138,784

4. 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	176,957,265	
(2) 雑支出	8,324,248	185,281,513

経常利益

57,482,082

5. 特別利益

(1) 過年度損益修正益	134,671	
(2) その他特別利益	6,024,533	6,159,204

6. 特別損失

(1) 過年度損益修正損	2,498,353	
(2) その他特別損失	0	2,498,353

当年度純利益

61,142,933

前年度繰越利益剰余金

75,035

当年度未処分利益剰余金

61,217,968

令和5年度 笛吹市公共下水道事業剰余金計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金								資本合計
	自己 資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		国庫補助金	工事負担金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	6, 171, 916, 980	0	0	0	490, 000, 000	20, 000, 000	70, 700, 000	146, 775, 035	727, 475, 035	6, 899, 392, 015
前年度処分額	0	0	0	0	143, 800, 000	0	2, 900, 000	△ 146, 700, 000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	143, 800, 000	0	2, 900, 000	△ 146, 700, 000	0	0
	減債積立金の積立	0	0	0	143, 800, 000	0	0	△ 143, 800, 000	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	2, 900, 000	△ 2, 900, 000	0	0
	条例による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度資本金への繰入れ	414, 406, 000	0	0	0	0	0	0	0	0	414, 406, 000
処分後残高	6, 586, 322, 980	0	0	0	633, 800, 000	20, 000, 000	73, 600, 000	(繰越利益剰余金) 75, 035	727, 475, 035	7, 313, 798, 015
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	61, 142, 933	61, 142, 933	61, 142, 933
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	61, 142, 933	61, 142, 933	61, 142, 933
当年度末残高	6, 586, 322, 980	0	0	0	633, 800, 000	20, 000, 000	73, 600, 000	(当年度未処分利益剰余金) 61, 217, 968	788, 617, 968	7, 374, 940, 948

別表第十三号（第十二条関係）

令和5年度 笛吹市公共下水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	6,586,322,980	0	61,217,968
議会の議決による処分額	0	0	△ 61,200,000
未処分利益剰余金への処分	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	△ 60,000,000
利益積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△ 1,200,000
資本金への組入れ	0	0	0
処分後残高	6,586,322,980	0	(繰越利益剰余金) 17,968

令和 5 年度 笛吹市公共下水道事業貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 構築物	33,467,713,530		
減価償却累計額	<u>△6,894,439,587</u>	26,573,273,943	
ロ. 機械及び装置	699,296,901		
減価償却累計額	<u>△319,204,708</u>	380,092,193	
ハ. 車両運搬具	1,290,000		
減価償却累計額	<u>△1,225,500</u>	64,500	
ニ. 工具、器具及び備品	3,249,667		
減価償却累計額	<u>△1,151,760</u>	<u>2,097,907</u>	
有形固定資産合計			26,955,528,543

(2) 無形固定資産

イ. 施設利用権		<u>2,544,922,647</u>	
無形固定資産合計			<u>2,544,922,647</u>
固定資産合計			<u>29,500,451,190</u>

2. 流動資産

(1) 現金・預金		899,870,720	
(2) 未収金	178,466,875		
(3) 貸倒引当金	<u>△ 1,353,000</u>	177,113,875	
(4) 前払費用		169,260	
(5) 前払金		<u>23,760,000</u>	
流動資産合計			<u>1,100,913,855</u>
資産合計			<u><u>30,601,365,045</u></u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債	9,085,704,457	
固定負債合計		9,085,704,457

4. 流動負債

(1) 企業債	1,097,746,162	
(2) 未払金	181,610,470	
(3) 引当金	3,143,000	
(4) その他流動負債	244,851	
流動負債合計		1,282,744,483

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	15,602,801,974	
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 2,744,826,817	
繰延収益合計		12,857,975,157
負債合計		23,226,424,097

資本の部

6. 資本金

(1) 固有資本金	4,729,087,980	
(2) 繰入資本金	1,857,235,000	
資本金合計		6,586,322,980

7. 剰余金

(1) 利益剰余金		
イ. 減債積立金	633,800,000	
ロ. 利益積立金	20,000,000	
ハ. 建設改良積立金	73,600,000	
ニ. 当年度未処分利益剰余金	61,217,968	
利益剰余金合計	788,617,968	
剰余金合計		788,617,968
資本合計		7,374,940,948
負債、資本合計		30,601,365,045

注記

※ 1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

- ・ 減価償却の方法 定額法
- ・ 主な耐用年数
 - 構築物 50年
 - 機械及び装置 9～20年
 - 車両運搬具 4～5年
 - 工具、器具及び備品 5～15年

(2) 無形固定資産

- ・ 減価償却の方法 定額法
- ・ 主な耐用年数
 - 流域下水道施設利用権 45年

※ 2. 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (2) 退職給付引当金 職員の退職手当は、全額一般会計において支出することとしているため、退職給付引当金は計上しない。
- (3) 賞与引当金 職員の期末手当、勤勉手当及びこれらに伴う法定福利費の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該年度の負担に属する額を計上している。

※ 3. 後年度において一般会計が負担する企業債の償還に関する事項

- (1) 貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は814,609,000円である。

※ 4. その他の注記

- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

令和5年度 笛吹市公共下水道事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

本市の公共下水道事業は、昭和52年度に県の流域下水道事業計画が策定され、分流式下水道として2市8町1村（旧：山梨市・塩山市・石和町・春日居町・一宮町・御坂町・八代町・境川村・中道町・勝沼町・牧丘町）で構成される峡東流域下水道関連公共下水道として、昭和54年より事業着手されました。

笛吹市に合併後、平成18年度に笛吹市公共下水道の全体計画を策定し、令和2年4月より全体計画の見直しを行い、下水道計画区域を3,299.20haから3,142.05haへ変更しました。

今後は、国と県より認可された事業計画に基づいて管渠延長工事を下流より逐次進めています。

また、財政状況の明確化をはかり、より透明性の高い経営を行なうよう努めてまいります。

(営業)

有収水量は前年度に対して120,855m³増加し、下水道使用料収入も前年度に対して20,171,100円増加しましたが、新型コロナウイルスの蔓延以前の数値には戻っていません。

水洗化戸数については前年度に対して431戸増え、17,161戸となりました。

また、物価高騰の影響により、委託料・修繕費・工事費等にかかる、資材や人件費等の値上がりなど、支出に影響が出ています。

(建設改良)

建設改良においては管路建設改良費に258,558,777円を投じ、新規に487.60mの污水管を整備しました。

(経理)

収益的収支では収入1,818,537,256円に対して、支出1,757,394,323円で差引き61,142,933円の当期純利益となりました。

資本的収支では、678,711,762円の不足が生じたので、補填財源等で措置しました。

(2) 経営指標に関する事項

令和5年度決算における経営成績について、経常収支比率は103.28%となり、経費回収率は96.54%となりました。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は21.12%となり、管路老朽化率は法定耐用年数を経過した管渠延長がないため、0%です。

(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日
第 76 号	令和5年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	令和5年9月4日	令和5年9月28日
第 96 号	令和4年度 笛吹市公共下水道事業会計決算認定	令和5年9月4日	令和5年9月28日
第 120 号	令和5年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	令和5年12月1日	令和5年12月19日
第 25 号	令和5年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	令和6年2月20日	令和6年3月11日
第 43 号	令和6年度 笛吹市公共下水道事業会計予算	令和6年2月20日	令和6年3月21日

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	件 名	提 出 先	認 可 年 月 日
令和5年4月7日	令和5年度 社会資本整備総合交付金申請	国土交通大臣	令和5年7月11日
令和5年7月26日	令和5年度 下水道事業債同意申請（第1次分）	山梨県知事	令和5年8月31日
令和6年2月14日	令和5年度 下水道事業債同意申請（第2次分）	山梨県知事	令和6年3月8日

(5) 職員に関する事項

職 種 別	令和6年3月31日現在	令和5年3月31日現在	増 減
事務史員	9 人	9 人	0 人
技能職員	0 人	0 人	0 人
計	9 人	9 人	0 人

2. 工事

(1) 建設工事の概要

工 事 名	工 事 内 容	工事金額（円）	着工年月日	完成年月日	備考
下水道管路耐震化工事（御坂）	管口耐震化工：33箇所 マンホール浮上抑制工：8箇所	34,949,200	令和5年7月25日	令和6年1月24日	成田地内
石橋産業導入地区下水道管渠布設工事第5工区	管渠布設：リブ付硬質塩化ビニルφ200L=188.5m、人孔4、 付帯工 一式	26,249,300	令和5年10月31日	令和6年3月25日	大坪地内
下水道管渠布設工事第1工区（石和）	管渠布設：リブ付硬質塩化ビニルφ200L=108.5m、人孔5、 桝4、取付管4、付帯工 一式	24,423,300	令和5年11月14日	令和6年3月21日	四日市場地内
下水道管渠布設工事第3工区（石和）	管渠布設：リブ付硬質塩化ビニルφ200L=114.6m、人孔6、 桝3、取付管3、付帯工 一式	19,507,400	令和5年11月15日	令和6年3月21日	東高橋地内
下水道管渠布設工事第4工区（一宮）	管渠布設：硬質塩化ビニルφ200L=76m、人孔2、桝2 取付管2、付帯工 一式	6,446,000	令和5年12月12日	令和6年3月19日	東原地内
下水道管渠布設替工事（東油川工区）繰越	管渠布設替：リブ付硬質塩化ビニルφ200L=38.0m、人孔3、 付帯工 一式	36,213,100	令和5年4月4日	令和5年9月25日	東油川地内
恵比寿団地マンホールポンプ取替工事	ポンプ2台、制御盤1、水位計1、非常通報装置1	13,200,000	令和5年7月25日	令和5年12月19日	井戸地内

3. 業務

(1) 業務量

事 項	単 位	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	比 較	
				増 減	比 率 (%)
処 理 区 域 面 積	ha	2,087	2,087	△0	100.0
行 政 人 口 (a)	人	67,083	67,464	△381	99.4
処 理 区 域 内 人 口 (b)	人	40,957	42,561	△1,604	96.2
処 理 区 域 内 水 洗 化 人 口 (c)	人	30,166	39,214	△9,048	76.9
普 及 率 (人 口) (b/a)	%	60.7	63.1	△2.4	96.2
水 洗 化 率 (人 口) (c/b)	%	73.7	92.1	△18.4	80.0
処理区域内世帯数 (公共枡設置数)	戸	17,161	16,730	431	102.6
処 理 区 域 内 水 洗 化 世 帯 数	戸	10,822	14,344	△3,522	75.4
年 間 有 収 水 量	m ³	4,843,133	4,722,278	120,855	102.6

料金単価＝ $\frac{\text{下水道使用料}}{\text{有 収 水 量}} = \frac{636,963,468}{4,843,133} = 131.5\text{円}$

(2) 事業収入に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 収 益	下 水 道 使 用 料	636,963,468
	そ の 他 営 業 収 益	1,275,800
営 業 外 収 益	受 取 利 息 及 び 配 当 金	62,948
	他 会 計 補 助 金	744,968,000
	他 会 計 負 担 金	0
	国 庫 補 助 金	0
	長 期 前 受 金 戻 入	407,141,706
	雑 収 益	21,966,130
特 別 利 益	過 年 度 損 益 修 正 益	134,671
	そ の 他 特 別 利 益	6,024,533
	合 計	1,818,537,256

(3) 事業費用に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 費 用	管 渠 費	53,880,356
	総 係 費	66,240,510
	流 域 下 水 道 維 持 管 理 費	397,868,002
	減 価 償 却 費	1,048,334,136
	資 産 減 耗 費	3,291,453
	加 入 促 進 費	0
営 業 外 費 用	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	176,957,265
	雑 支 出	8,324,248
特 別 損 失	過 年 度 損 益 修 正 損	2,498,353
	そ の 他 特 別 損 失	0
	合 計	1,757,394,323

4. 会計

(1) 主要契約の要旨（1,500万円以上）

当初契約年月日	契約金額	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和5年7月24日	34,949,200 円	下水道管路耐震化工事（御坂）	(株)上組	
令和5年10月30日	26,249,300 円	石橋産業導入地区下水道管渠布設工事5工区	(株)上組	
令和5年11月13日	24,423,300 円	下水道管渠布設工事第1工区（石和）	(有)末木建設	
令和5年11月14日	19,507,400 円	下水道管渠布設工事第3工区（石和）	矢崎興業(株)	
令和5年4月3日	36,213,100 円	下水道管渠布設替工事（東油川工区）繰越	(株)芦澤組土木	

(2) 企業債の概況

区 分	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
企 業 債	11,042,894,741 円	308,300,000 円	1,167,744,122 円	10,183,450,619 円

5. その他

(1) 補助金等の使途について

ア 資本的収入の国庫補助金26,100,000円については、全額工事請負費等の課税仕入(特定収入)に充当しました。

イ 資本的収入の他会計負担金28,031,300円については、全額工事請負費の課税仕入(特定収入)に充当しました。

ウ 資本的収入の受益者負担金8,981,820円については、委託料等の課税仕入(特定収入)に8,010,676円、報償費等の（不課税仕入）(特定収入以外)に971,144円を充当しました。

エ 資本的収入の工事負担金26,134,088円については、全額工事請負費等の課税仕入(特定収入)に充当しました。

オ 資本的収入の他会計補助金25,806,725円については、手当（通勤手当）課税仕入(特定収入)に98,400円、職員給料等課税仕入以外(特定収入以外)に25,708,325円を充当しました。

カ 収益的収入の他会計補助金744,968,000円については、全額企業債利息や減価償却費等課税仕入以外（特定収入以外）に充当しました。

令和5年度 笛吹市公共下水道事業キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

笛吹市公共下水道事業 間接法

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

1. 当年度純利益	61,142,933
2. キャッシュ・フローへの調整額	
減価償却費	1,048,334,136
長期前受金戻入額	△ 407,141,706
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,472,800
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 5,137,000
その他流動負債の増減額 (△は減少)	79,255
受取利息及び配当金	△ 62,948
支払利息及び企業債取扱諸費	176,957,265
固定資産除却費	1,186,668
未収金の増減額 (△は増加)	△ 52,303,899
未払金の増減額 (△は減少)	8,422,826
前払費用の増減額 (△は増加)	5,040
前払金の増減額 (△は増加)	△ 23,760,000
小計	809,195,370
受取利息及び配当金	62,948
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 176,957,265
業務活動によるキャッシュ・フロー	632,301,053

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得等による支出	△ 318,169,168
国庫補助金等による収入	81,965,287
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	12,766,722
受贈財産の受け入れ	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 223,437,159

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	308,300,000
建設改良企業債の償還による支出	△ 1,167,744,122
他会計からの出資による収入	414,406,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 445,038,122

IV 資金増加(減少)額	△ 36,174,228
V 資金期首残高	936,044,948
VI 資金期末残高	899,870,720

令和 5 年度 笛吹市公共下水道事業収益費用明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
下水道事業収益				1, 818, 537, 256	
	営業収益			638, 239, 268	
		下水道使用料		636, 963, 468	
			下水道使用料	636, 963, 468	
			区域外使用料	0	
		その他営業収益		1, 275, 800	
			手数料	1, 275, 800	
			雑収益	0	
	営業外収益			1, 174, 138, 784	
		受取利息及び配当金		62, 948	
			預金利息	62, 948	
		他会計補助金		744, 968, 000	
			一般会計補助金	744, 968, 000	
			他会計補助金	0	
		他会計負担金		0	
			その他会計負担金	0	
		国庫補助金		0	
			その他国庫補助金	0	
		長期前受金戻入		407, 141, 706	
			長期前受金戻入	407, 141, 706	
		雑収益		21, 966, 130	
			その他雑収益	21, 966, 130	

款	項	目	節	金額	備考
	特別利益			6,159,204	
		過年度損益修正益		134,671	
			過年度損益修正益	134,671	
		その他特別利益		6,024,533	
			引当金戻入	6,024,533	
合計				1,818,537,256	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
下水道事業費用				1,757,394,323	
	営業費用			1,569,614,457	
		管渠費		53,880,356	
			備用品費	145,199	
			動力費	9,863,762	
			修繕費	10,586,646	
			通信運搬費	2,971,670	
			委託料	28,984,587	
			手数料	990,592	
			賃借料	163,600	
			保険料	174,300	
		総係費		66,240,510	
			給料	16,820,758	
			手当	9,368,695	
			賞与引当金繰入額	3,143,000	
			報酬	739,050	
			法定福利費	5,105,243	
			退職手当組合負担金	2,174,172	
			旅費	9,801	
			備用品費	791,037	
			燃料費	154,284	
			印刷製本費	87,010	
			修繕費	0	
			通信運搬費	241,450	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
			委託料	671,400	
			手数料	63,407	
			賃借料	1,056,019	
			研修費	12,000	
			食糧費	0	
			負担金	24,027,204	
			保険料	57,560	
			公課費	5,000	
			貸倒引当金繰入額	1,353,000	
			会費負担金	360,420	
		流域下水道維持管理費		397,868,002	
		流域下水道維持管理負担金		397,868,002	
		減価償却費		1,048,334,136	
			有形固定資産減価償却費	917,196,449	
			無形固定資産減価償却費	131,137,687	
		資産減耗費		3,291,453	
			固定資産除却費	3,291,453	
		加入促進費		0	
			補助金	0	
	営業外費用			185,281,513	
		支払利息及び 企業債取扱諸費		176,957,265	
			企業債利息	176,957,265	
		雑支出		8,324,248	
			その他営業外費用雑支出	8,324,248	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
	特別損失			2,498,353	
		過年度損益修正損		2,498,353	
			過年度損益修正損	2,498,353	
		その他特別損失		0	
			その他特別損失	0	
合計				1,757,394,323	

令和 5 年度 笛吹市公共下水道事業資本の収支明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
下水道事業資本の収入				837,759,933	
	企業債			308,300,000	
		建設企業債		191,600,000	
			公共下水道事業債	109,300,000	
			流域下水道事業債	82,300,000	
		資本費平準化債		116,700,000	
			資本費平準化債	116,700,000	
	出資金			414,406,000	
		他会計出資金		414,406,000	
			一般会計出資金	414,406,000	
	負担金			63,147,208	
		他会計負担金		28,031,300	
			一般会計負担金	28,031,300	
		受益者負担金		8,981,820	
			受益者負担金	8,981,820	
		工事負担金		26,134,088	
			工事負担金	26,134,088	
	補助金			51,906,725	
		国庫補助金		26,100,000	
			国庫補助金	26,100,000	
		他会計補助金		25,806,725	
			一般会計補助金	25,806,725	
合計				837,759,933	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
下水道事業資本の支出				1,488,018,075	
	建設改良費			320,273,953	
		管路建設改良費		238,236,853	
			給料	12,515,400	
			手当	7,415,901	
			法定福利費	6,117,498	
			材料費	5,002,854	
			委託料	46,189,000	
			賃借料	350,000	
			補償金	9,058,200	
			工事請負費	151,588,000	
		流域下水道建設費		81,316,970	
			流域下水道建設負担金	81,316,970	
		総係費		720,130	
			報償費	720,130	
			委託料	0	
			備品購入費	0	
	企業債償還金			1,167,744,122	
		企業債償還金		1,167,744,122	
			下水道事業債元金償還金	1,167,744,122	
	その他資本的支出			0	
		返還金		0	
			受益者負担金返還金	0	
合計				1,488,018,075	

固 定 資 産 明 細 書

(単位：円)

資 産 の 種 類	当 年 度 当 初 額 現 在 額	当 年 度 額 増 加 額	当 年 度 額 減 少 額	当 年 度 額 現 在 額	減 価 償 却 累 計 額		年 度 末 額 現 在 額
					当 年 度 償 却 額	累 計	
構 築 物	33,237,447,881	234,108,996	3,843,347	33,467,713,530	879,052,322	6,894,439,587	26,573,273,943
機 械 及 び 装 置	682,562,605	18,287,187	1,552,891	699,296,901	35,487,402	319,204,708	380,092,193
車 両 運 搬 具	1,290,000	0	0	1,290,000	0	1,225,500	64,500
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	3,249,667	0	0	3,249,667	551,940	1,151,760	2,097,907
施 設 利 用 権	2,594,743,364	81,316,970	0	2,676,060,334	131,137,687	0	2,544,922,647
計	36,519,293,517	333,713,153	5,396,238	36,847,610,432	1,046,229,351	7,216,021,555	29,500,451,190

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
1	平成5年度	準公営企業債 流域下水道事業	H6.5.20	78,400,000	4,987,105	78,400,000	0	4.30	R6.3.25	資金運用部
2	平成5年度	準公営企業債 公共下水道事業	H6.5.20	177,600,000	11,297,319	177,600,000	0	4.30	R6.3.25	資金運用部
3	平成5年度	準公営企業債 公共下水道事業	H6.9.26	7,200,000	456,577	6,963,978	236,022	4.50	R6.9.1	資金運用部
4	平成5年度	準公営企業債 流域下水道事業	H6.9.26	12,800,000	811,692	12,380,406	419,594	4.50	R6.9.1	資金運用部
5	平成5年度	特定環境保全公共下水道事業	H6.5.27	175,700,000	11,176,457	175,700,000	0	4.30	R6.3.25	資金運用部
6	平成5年度	流域下水道事業	H6.5.27	31,200,000	1,984,664	31,200,000	0	4.30	R6.3.25	資金運用部
7	平成5年度	流域下水道事業	H6.5.27	38,900,000	2,474,469	38,900,000	0	4.30	R6.3.25	資金運用部
8	平成5年度	公共下水道事業	H6.5.30	163,100,000	10,374,959	163,100,000	0	4.30	R6.3.31	(旧)簡保資金
9	平成5年度	流域下水道事業	H6.7.29	6,400,000	399,310	6,400,000	0	4.10	R6.3.25	資金運用部
10	平成5年度	下水道整備事業	H6.3.23	20,400,000	1,217,650	20,400,000	0	3.65	R6.3.1	資金運用部
11	平成5年度	特定環境保全公共下水道整備事業	H6.3.23	126,100,000	7,526,748	126,100,000	0	3.65	R6.3.1	資金運用部
12	平成5年度	下水道整備事業	H6.7.29	3,400,000	212,133	3,400,000	0	4.10	R6.3.25	資金運用部
13	平成5年度	特定環境保全公共下水道整備事業	H6.7.29	5,400,000	336,918	5,400,000	0	4.10	R6.3.25	資金運用部
14	平成5年度	三柵地区	H6.5.20	82,000,000	5,216,104	82,000,000	0	4.30	R6.3.25	資金運用部
15	平成5年度	県営峡東流域下水道事業負担金うち臨時財政	H6.5.20	15,300,000	973,249	15,300,000	0	4.30	R6.3.25	資金運用部
16	平成5年度	準公営企業債(流域)	H6.5.27	22,500,000	1,431,248	22,500,000	0	4.30	R6.3.25	資金運用部
17	平成5年度	準公営企業債(公共)	H7.3.31	6,400,000	402,010	5,979,079	420,921	4.65	R7.3.31	(旧)簡保資金
18	平成5年度	準公営企業債(流域)	H7.3.27	3,700,000	232,412	3,456,655	243,345	4.65	R7.3.1	資金運用部
19	平成5年度	準公営企業債(公共)	H7.3.31	147,300,000	9,252,506	137,612,252	9,687,748	4.65	R7.3.31	(旧)簡保資金
20	平成6年度	準公営企業債 (流域下水道事業)	H7.5.26	51,600,000	3,024,043	48,458,411	3,141,589	3.85	R7.3.25	資金運用部
21	平成6年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H7.5.26	181,000,000	10,607,591	169,980,086	11,019,914	3.85	R7.3.25	資金運用部
22	平成6年度	流域下水道事業	H6.7.29	5,100,000	318,200	5,100,000	0	4.10	R6.3.25	資金運用部
23	平成6年度	特定環境保全公共下水道事業	H6.7.29	7,200,000	449,224	7,200,000	0	4.10	R6.3.25	資金運用部
24	平成6年度	流域下水道事業	H7.5.19	20,600,000	1,207,273	19,345,800	1,254,200	3.85	R7.3.25	資金運用部
25	平成6年度	特定環境保全公共下水道事業	H7.5.19	206,700,000	12,113,751	194,115,380	12,584,620	3.85	R7.3.25	資金運用部
26	平成6年度	公共下水道事業	H6.7.29	6,400,000	399,310	6,400,000	0	4.10	R6.3.25	資金運用部
27	平成6年度	流域下水道事業	H7.5.26	25,700,000	1,506,161	24,135,294	1,564,706	3.85	R7.3.25	資金運用部
28	平成6年度	公共下水道事業	H7.5.30	221,700,000	12,992,834	208,202,128	13,497,872	3.85	R7.3.31	(旧)簡保資金
29	平成6年度	下水道整備事業	H7.4.20	13,400,000	809,833	12,555,796	844,204	4.20	R7.3.25	資金運用部
30	平成6年度	特定環境保全公共下水道事業	H7.4.20	130,300,000	7,874,727	122,091,062	8,208,938	4.20	R7.3.25	資金運用部
31	平成6年度	三柵地区 繰越明許	H6.8.31	6,300,000	408,494	6,300,000	0	4.50	R6.3.25	資金運用部
32	平成6年度	県負担金 繰越明許	H6.8.31	2,500,000	162,101	2,500,000	0	4.50	R6.3.25	資金運用部
33	平成6年度	三柵・石橋・寺尾地区	H7.5.19	94,200,000	5,520,636	88,464,774	5,735,226	3.85	R7.3.25	資金運用部
34	平成6年度	県負担金	H7.5.19	10,100,000	591,915	9,485,076	614,924	3.85	R7.3.25	資金運用部
35	平成6年度	準公営企業債(流域)	H7.5.26	14,800,000	867,361	13,898,924	901,076	3.85	R7.3.25	資金運用部

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
36	平成6年度	準公営企業債(公共)	H7.9.29	110,600,000	6,139,804	104,259,031	6,340,969	3.25	R7.3.31	(旧)簡保資金
37	平成7年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H8.5.16	22,400,000	1,382,954	22,400,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
38	平成7年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H8.5.20	45,600,000	2,481,330	40,379,176	5,220,824	3.40	R8.3.25	資金運用部
39	平成7年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H8.5.16	21,300,000	1,315,041	21,300,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
40	平成7年度	準公営企業債 公共下水 特利	H8.5.16	66,600,000	4,111,817	66,600,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
41	平成7年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H8.5.30	178,500,000	9,713,100	158,063,221	20,436,779	3.40	R8.3.31	(旧)簡保資金
42	平成7年度	流域下水道事業	H8.5.20	18,200,000	990,355	16,116,251	2,083,749	3.40	R8.3.25	資金運用部
43	平成7年度	特定環境保全公共下水道事業	H8.5.20	253,700,000	13,805,118	224,653,442	29,046,558	3.40	R8.3.25	資金運用部
44	平成7年度	流域下水道事業	H8.5.16	9,000,000	555,651	9,000,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
45	平成7年度	特定環境保全公共下水道事業	H8.5.16	24,700,000	1,524,954	24,700,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
46	平成7年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利分)	H8.5.16	100,300,000	6,192,423	100,300,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
47	平成7年度	流域下水道事業	H8.5.27	22,600,000	1,229,783	20,012,486	2,587,514	3.40	R8.3.25	資金運用部
48	平成7年度	流域下水道事業	H8.5.16	11,200,000	691,477	11,200,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
49	平成7年度	公共下水道事業	H8.5.27	259,600,000	14,126,167	229,877,941	29,722,059	3.40	R8.3.25	資金運用部
50	平成7年度	公共下水道事業	H8.5.16	47,100,000	2,907,908	47,100,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
51	平成7年度	公共下水道事業(臨時特利分)	H8.5.16	80,600,000	4,976,164	80,600,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
52	平成7年度	下水道整備事業	H8.4.22	5,800,000	358,086	5,800,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
53	平成7年度	特定環境保全公共下水道事業	H8.4.22	20,200,000	1,247,128	20,200,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
54	平成7年度	特定環境保全公共下水道事業	H8.4.22	60,900,000	3,759,906	60,900,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
55	平成7年度	下水道整備事業	H8.5.7	11,900,000	647,540	10,537,549	1,362,451	3.40	R8.3.25	資金運用部
56	平成7年度	特定環境保全公共下水道事業	H8.5.7	164,700,000	8,962,171	145,843,209	18,856,791	3.40	R8.3.25	資金運用部
57	平成7年度	特定環境保全公共下水道事業 臨時特利分	H8.4.30	44,700,000	2,759,733	44,700,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
58	平成7年度	特定環境保全公共下水道事業 石橋・中寺尾	H8.4.30	32,600,000	2,012,691	32,600,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
59	平成7年度	県営峡東流域下水道事業負担金 補正予算債	H8.4.30	4,300,000	265,478	4,300,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
60	平成7年度	特定環境保全公共下水道事業 石橋・中寺尾	H8.5.20	156,900,000	8,537,733	138,936,244	17,963,756	3.40	R8.3.25	資金運用部
61	平成7年度	県営峡東流域下水道事業負担金 補正予算債	H8.5.20	9,000,000	489,736	7,969,574	1,030,426	3.40	R8.3.25	資金運用部
62	平成7年度	準公営企業債(公共)	H8.5.27	129,500,000	7,046,759	114,673,318	14,826,682	3.40	R8.3.25	資金運用部
63	平成7年度	準公営企業債(公共)	H8.5.16	16,900,000	1,043,389	16,900,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
64	平成7年度	準公営企業債(公共)	H8.5.16	47,000,000	2,901,733	47,000,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
65	平成7年度	準公営企業債(流域)	H8.5.27	13,100,000	712,838	11,600,159	1,499,841	3.40	R8.3.25	資金運用部
66	平成7年度	準公営企業債(流域)	H8.5.16	6,500,000	401,304	6,500,000	0	3.45	R6.3.20	(旧)公営企業金融公庫
67	平成8年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H9.5.20	30,400,000	1,507,976	25,635,140	4,764,860	2.60	R9.3.25	資金運用部
68	平成8年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H9.5.23	14,400,000	802,353	13,576,244	823,756	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
69	平成8年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H9.5.20	170,600,000	8,462,525	143,860,355	26,739,645	2.60	R9.3.25	資金運用部
70	平成8年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H9.5.23	21,800,000	1,214,672	20,552,925	1,247,075	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
71	平成8年度	準公営企業債(公共下水・特利)	H9.5.23	58,500,000	3,259,557	55,153,492	3,346,508	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
72	平成8年度	流域下水道事業	H9.5.20	12,100,000	600,214	10,203,460	1,896,540	2.60	R9.3.25	資金運用部
73	平成8年度	特定環境保全公共下水道事業	H9.5.20	214,600,000	10,645,123	180,963,847	33,636,153	2.60	R9.3.25	資金運用部
74	平成8年度	流域下水道事業	H9.5.23	5,800,000	323,169	5,468,210	331,790	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
75	平成8年度	特定環境保全公共下水道事業	H9.5.23	21,800,000	1,214,672	20,552,925	1,247,075	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
76	平成8年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利分)	H9.5.23	79,300,000	4,418,512	74,763,622	4,536,378	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
77	平成8年度	流域下水道事業	H9.5.26	15,100,000	749,028	12,733,242	2,366,758	2.60	R9.3.25	資金運用部
78	平成8年度	公共下水道事業	H9.5.23	43,500,000	2,423,774	41,011,571	2,488,429	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
79	平成8年度	公共下水道事業(臨時特利分)	H9.5.23	61,700,000	3,437,858	58,170,435	3,529,565	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
80	平成8年度	流域下水道事業	H9.5.23	7,200,000	401,176	6,788,122	411,878	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
81	平成8年度	公共下水道事業	H9.9.25	223,400,000	10,862,028	183,185,535	40,214,465	2.50	R9.3.1	資金運用部
82	平成8年度	特定環境保全公共下水道事業	H9.4.10	23,900,000	1,349,171	22,512,787	1,387,213	2.80	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
83	平成8年度	特定環境保全公共下水道事業	H9.4.10	69,900,000	3,928,824	65,862,391	4,037,609	2.75	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
84	平成8年度	下水道整備事業	H9.4.21	7,900,000	394,841	6,649,904	1,250,096	2.70	R9.3.25	資金運用部
85	平成8年度	特定環境保全公共下水道事業	H9.4.21	199,600,000	9,976,001	168,015,292	31,584,708	2.70	R9.3.25	資金運用部
86	平成8年度	下水道整備事業	H9.4.21	3,800,000	214,513	3,579,439	220,561	2.80	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
87	平成8年度	石橋・中寺尾	H9.5.20	201,100,000	9,975,462	169,579,821	31,520,179	2.60	R9.3.25	資金運用部
88	平成8年度	石橋・中寺尾	H9.4.30	38,300,000	2,152,703	36,087,690	2,212,310	2.75	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
89	平成8年度	石橋・中寺尾(臨時特利分)	H9.4.30	56,500,000	3,175,659	53,236,410	3,263,590	2.75	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
90	平成8年度	流域下水負担金うち補正債100千円	H9.5.20	5,900,000	292,666	4,975,241	924,759	2.60	R9.3.25	資金運用部
91	平成8年度	流域下水負担金	H9.4.30	2,800,000	157,378	2,638,264	161,736	2.75	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
92	平成8年度	準公営企業債(公共)	H9.5.23	17,400,000	969,509	16,404,629	995,371	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
93	平成8年度	準公営企業債(公共)	H9.5.23	42,500,000	2,368,055	40,068,777	2,431,223	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
94	平成8年度	準公営企業債(流域)	H9.5.23	4,100,000	228,447	3,865,458	234,542	2.65	R7.3.20	(旧)公営企業金融公庫
95	平成8年度	準公営企業債(公共)	H9.5.26	127,500,000	6,324,572	107,515,801	19,984,199	2.60	R9.3.25	資金運用部
96	平成8年度	準公営企業債(流域)	H9.5.26	8,800,000	436,519	7,420,698	1,379,302	2.60	R9.3.25	資金運用部
97	平成9年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H10.5.19	20,500,000	951,685	16,498,088	4,001,912	2.00	R10.3.25	資金運用部
98	平成9年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H10.5.11	10,600,000	550,897	9,463,073	1,136,927	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
99	平成9年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H10.5.19	162,000,000	7,520,631	130,375,137	31,624,863	2.00	R10.3.25	資金運用部
100	平成9年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H10.5.11	24,600,000	1,278,495	21,961,470	2,638,530	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
101	平成9年度	準公営企業債(公共下水・特利)	H10.5.11	61,700,000	3,193,813	55,113,591	6,586,409	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
102	平成9年度	流域下水道事業	H10.5.19	8,300,000	385,317	6,679,715	1,620,285	2.00	R10.3.25	資金運用部
103	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.5.19	174,100,000	8,082,357	140,113,034	33,986,966	2.00	R10.3.25	資金運用部
104	平成9年度	流域下水道事業	H10.5.20	4,300,000	223,477	3,838,794	461,206	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
105	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.5.20	25,600,000	1,330,467	22,854,214	2,745,786	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
106	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利分)	H10.5.20	65,000,000	3,364,634	58,061,319	6,938,681	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
107	平成9年度	流域下水道事業	H10.5.20	5,400,000	280,646	4,820,810	579,190	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
108	平成9年度	流域下水道事業	H10.5.25	10,300,000	478,163	8,289,284	2,010,716	2.00	R10.3.25	資金運用部
109	平成9年度	公共下水道事業	H10.5.20	36,900,000	1,917,744	32,942,206	3,957,794	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
110	平成9年度	公共下水道事業	H10.5.28	157,000,000	7,288,513	126,351,213	30,648,787	2.00	R10.3.31	(旧)簡保資金
111	平成9年度	公共下水道事業	H10.5.20	47,700,000	2,469,124	42,608,077	5,091,923	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
112	平成9年度	下水道整備事業	H10.4.30	2,800,000	145,520	2,499,680	300,320	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
113	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.4.30	33,700,000	1,751,435	30,085,429	3,614,571	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
114	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.4.30	74,500,000	3,856,387	66,547,203	7,952,797	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
115	平成9年度	下水道整備事業	H10.5.19	5,300,000	246,046	4,265,359	1,034,641	2.00	R10.3.25	資金運用部
116	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.5.19	208,400,000	9,674,689	167,717,154	40,682,846	2.00	R10.3.25	資金運用部
117	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業	H10.5.6	180,300,000	8,370,184	145,102,701	35,197,299	2.00	R10.3.25	資金運用部
118	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業 特利分	H10.4.30	43,700,000	2,271,149	39,012,856	4,687,144	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
119	平成9年度	特定環境保全公共下水道事業 臨時特利分	H10.4.30	50,000,000	2,588,179	44,662,553	5,337,447	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
120	平成9年度	県営峡東流域下水道事業負担金	H10.5.6	4,100,000	190,337	3,299,618	800,382	2.00	R10.3.25	資金運用部
121	平成9年度	県営峡東流域下水道事業負担金	H10.4.30	2,000,000	103,943	1,785,485	214,515	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
122	平成9年度	準公営企業債(公共)	H10.5.19	109,800,000	5,097,316	88,365,372	21,434,628	2.00	R10.3.25	資金運用部
123	平成9年度	準公営企業債(流域)	H10.5.19	5,900,000	273,899	4,748,232	1,151,768	2.00	R10.3.25	資金運用部
124	平成9年度	準公営企業債(流域)	H10.5.20	2,900,000	150,717	2,588,954	311,046	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
125	平成9年度	準公営企業債(公共)	H10.5.20	18,700,000	971,864	16,694,289	2,005,711	2.10	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
126	平成9年度	準公営企業債(公共)	H10.5.20	39,900,000	2,065,367	35,640,718	4,259,282	2.05	R8.3.20	(旧)公営企業金融公庫
127	平成10年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H11.5.25	33,900,000	1,515,275	25,926,641	7,973,359	1.70	R11.3.25	資金運用部
128	平成10年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H11.5.20	17,700,000	881,943	14,957,334	2,742,666	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
129	平成10年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H11.9.24	211,000,000	9,558,679	154,703,987	56,296,013	2.10	R11.9.1	資金運用部
130	平成10年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H11.5.20	35,800,000	1,783,817	30,252,688	5,547,312	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
131	平成10年度	準公営企業債(公共 特利)	H11.5.20	67,000,000	3,326,496	56,665,574	10,334,426	1.75	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
132	平成10年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H11.9.21	5,800,000	292,134	4,728,102	1,071,898	2.10	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
133	平成10年度	流域下水道事業	H11.5.25	13,800,000	616,837	10,554,207	3,245,793	1.70	R11.3.25	資金運用部
134	平成10年度	流域下水道事業	H11.5.20	7,200,000	358,757	6,084,340	1,115,660	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
135	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.5.20	36,100,000	1,798,765	30,506,202	5,593,798	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
136	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利分)	H11.5.20	81,600,000	4,051,374	69,013,595	12,586,405	1.75	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
137	平成10年度	流域下水道事業	H11.5.20	9,000,000	448,445	7,605,424	1,394,576	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
138	平成10年度	流域下水道事業	H11.5.25	17,200,000	768,812	13,154,520	4,045,480	1.70	R11.3.25	資金運用部
139	平成10年度	公共下水道事業	H11.5.20	34,300,000	1,702,968	29,009,391	5,290,609	1.75	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
140	平成10年度	公共下水道事業	H11.5.25	58,300,000	2,605,915	44,587,707	13,712,293	1.70	R11.3.31	(旧)簡保資金

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
141	平成10年度	公共下水道事業	H11.5.20	35,400,000	1,763,886	29,914,669	5,485,331	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
142	平成10年度	下水道整備事業	H11.4.30	4,600,000	232,485	3,874,129	725,871	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
143	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.4.30	43,800,000	2,213,660	36,888,456	6,911,544	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
144	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.4.30	55,200,000	2,789,818	46,489,563	8,710,437	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
145	平成10年度	下水道整備事業	H11.5.25	8,800,000	393,346	6,730,220	2,069,780	1.70	R11.3.25	資金運用部
146	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.5.25	193,800,000	8,662,544	148,217,796	45,582,204	1.70	R11.3.25	資金運用部
147	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.4.30	53,400,000	2,698,845	44,973,598	8,426,402	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
148	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利)	H11.4.30	58,300,000	2,946,493	49,100,389	9,199,611	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
149	平成10年度	特定環境保全公共下水道事業	H11.12.20	15,400,000	775,669	12,553,925	2,846,075	2.10	R9.9.20	(旧)公営企業金融公庫
150	平成10年度	流域下水道負担金(補正予算債1000)	H11.5.7	6,700,000	304,909	5,081,019	1,618,981	2.00	R11.3.25	資金運用部
151	平成10年度	流域下水道負担金(補正予算債500)	H11.4.30	3,400,000	171,837	2,863,488	536,512	2.00	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
152	平成10年度	特定環境下水	H11.12.24	248,600,000	11,262,027	182,272,092	66,327,908	2.10	R11.9.25	資金運用部
153	平成10年度	準公営企業債(流域)	H11.5.25	9,600,000	429,104	7,342,056	2,257,944	1.70	R11.3.25	資金運用部
154	平成10年度	準公営企業債(公共)	H11.5.20	25,700,000	1,275,984	21,735,899	3,964,101	1.75	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
155	平成10年度	準公営企業債(公共)	H11.5.20	27,200,000	1,355,302	22,985,283	4,214,717	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
156	平成10年度	準公営企業債(流域)	H11.5.20	5,100,000	254,119	4,309,741	790,259	1.80	R9.3.20	(旧)公営企業金融公庫
157	平成10年度	準公営企業債(公共)(前借り)	H11.11.30	102,300,000	4,609,468	75,240,985	27,059,015	2.00	R11.9.25	資金運用部
158	平成11年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H12.5.26	15,400,000	687,028	10,977,926	4,422,074	2.00	R12.3.25	資金運用部
159	平成11年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H12.5.10	7,900,000	393,773	6,240,007	1,659,993	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
160	平成11年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H12.7.19	164,100,000	7,284,740	117,376,428	46,723,572	1.90	R12.3.25	資金運用部
161	平成11年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H12.5.10	33,300,000	1,659,828	26,302,818	6,997,182	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
162	平成11年度	準公営企業債(公共下水一臨時特利分)	H12.5.10	50,100,000	2,497,220	39,572,707	10,527,293	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
163	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.3.17	246,200,000	10,983,527	175,504,221	70,695,779	2.00	R12.3.1	資金運用部
164	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.3.30	8,800,000	435,991	6,966,626	1,833,374	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
165	平成11年度	流域下水道事業	H12.5.19	3,200,000	158,542	2,533,319	666,681	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
166	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.19	37,200,000	1,843,049	29,449,828	7,750,172	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
167	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.19	60,600,000	3,002,387	47,974,720	12,625,280	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
168	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.26	192,300,000	8,578,929	137,081,485	55,218,515	2.00	R12.3.25	資金運用部
169	平成11年度	流域下水道事業	H12.5.26	6,200,000	276,596	4,419,683	1,780,317	2.00	R12.3.25	資金運用部
170	平成11年度	公共下水道事業	H12.3.22	10,500,000	520,216	8,312,451	2,187,549	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
171	平成11年度	流域下水道事業	H12.5.26	7,800,000	347,975	5,560,248	2,239,752	2.00	R12.3.25	資金運用部
172	平成11年度	公共下水道事業	H12.3.24	97,100,000	4,331,846	69,217,951	27,882,049	2.00	R12.3.1	資金運用部
173	平成11年度	公共下水道事業	H12.5.25	134,200,000	5,986,959	95,664,771	38,535,229	2.00	R12.3.31	(旧)簡保資金
174	平成11年度	流域下水道事業	H12.5.30	4,000,000	198,178	3,166,649	833,351	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
175	平成11年度	公共下水道事業	H12.5.30	39,200,000	1,942,138	31,033,152	8,166,848	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
176	平成11年度	公共下水道事業(臨時特別利息分)	H12.5.30	29,000,000	1,436,786	22,958,198	6,041,802	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
177	平成11年度	下水道整備事業	H12.5.10	4,000,000	179,324	2,841,700	1,158,300	2.10	R12.3.25	資金運用部
178	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.10	216,500,000	9,705,928	153,807,024	62,692,976	2.10	R12.3.25	資金運用部
179	平成11年度	下水道整備事業	H12.5.10	2,000,000	99,689	1,579,748	420,252	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
180	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.10	38,900,000	1,938,958	30,726,116	8,173,884	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
181	平成11年度	特定環境保全公共下水道事業	H12.5.10	71,200,000	3,548,942	56,239,057	14,960,943	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
182	平成11年度	特定環境下水	H13.3.26	219,000,000	9,424,222	148,652,547	70,347,453	1.60	R13.3.1	資金運用部
183	平成11年度	特定環境保全公共下水道	H12.4.28	46,900,000	2,337,716	37,045,108	9,854,892	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
184	平成11年度	特定環境保全公共下水道(臨時特利分)	H12.4.28	64,400,000	3,209,998	50,867,913	13,532,087	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
185	平成11年度	流域下水道負担金	H12.5.10	3,000,000	134,493	2,131,275	868,725	2.10	R12.3.25	資金運用部
186	平成11年度	流域下水道負担金	H12.4.28	1,500,000	74,767	1,184,812	315,188	2.10	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
187	平成11年度	準公営企業債(公共)	H12.5.26	95,500,000	4,260,466	68,077,387	27,422,613	2.00	R12.3.25	資金運用部
188	平成11年度	準公営企業債(流域)	H12.5.26	4,400,000	196,294	3,136,550	1,263,450	2.00	R12.3.25	資金運用部
189	平成11年度	準公営企業債(公共)臨時特利分	H12.5.19	26,600,000	1,317,879	21,058,210	5,541,790	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
190	平成11年度	準公営企業債(公共)	H12.5.19	22,100,000	1,094,930	17,495,731	4,604,269	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
191	平成11年度	準公営企業債(流域)	H12.5.19	2,200,000	108,998	1,741,656	458,344	2.00	R10.3.20	(旧)公営企業金融公庫
192	平成12年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H13.5.25	19,700,000	847,750	13,371,940	6,328,060	1.60	R13.3.25	財政融資資金
193	平成12年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H13.5.8	9,900,000	466,018	7,469,843	2,430,157	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
194	平成12年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H13.8.22	134,900,000	5,922,682	89,788,628	45,111,372	2.10	R13.3.25	財政融資資金
195	平成12年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H13.5.8	24,300,000	1,143,863	18,335,069	5,964,931	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
196	平成12年度	準公営企業債(公共 臨時特利分)	H13.5.8	83,500,000	3,920,036	63,088,802	20,411,198	1.35	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
197	平成12年度	流域下水道事業	H13.5.25	7,800,000	335,657	5,294,473	2,505,527	1.60	R13.3.25	資金運用部
198	平成12年度	特定環境保全公共下水道事業	H13.5.25	161,900,000	6,967,039	109,894,281	52,005,719	1.60	R13.3.25	資金運用部
199	平成12年度	流域下水道事業	H13.5.8	4,100,000	192,997	3,093,572	1,006,428	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
200	平成12年度	特定環境保全公共下水道事業	H13.5.8	15,400,000	724,917	11,619,756	3,780,244	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
201	平成12年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利分)	H13.5.8	78,500,000	3,685,304	59,311,031	19,188,969	1.35	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
202	平成12年度	流域下水道事業	H13.5.30	5,100,000	243,904	3,816,581	1,283,419	1.70	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
203	平成12年度	流域下水道事業	H13.5.25	9,900,000	426,027	6,719,911	3,180,089	1.60	R13.3.25	資金運用部
204	平成12年度	公共下水道事業	H13.5.30	38,800,000	1,855,583	29,035,949	9,764,051	1.70	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
205	平成12年度	公共下水道事業(臨時特別利息分)	H13.5.30	50,300,000	2,399,286	37,693,958	12,606,042	1.65	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
206	平成12年度	公共下水道事業	H13.5.25	104,500,000	4,496,946	70,932,379	33,567,621	1.60	R13.3.31	(旧)簡保資金
207	平成12年度	下水道整備事業	H13.4.27	5,200,000	220,956	3,570,475	1,629,525	1.30	R13.3.25	財政融資資金
208	平成12年度	下水道整備事業	H13.4.27	203,300,000	8,638,550	139,591,854	63,708,146	1.30	R13.3.25	財政融資資金
209	平成12年度	下水道整備事業	H13.4.27	2,400,000	112,974	1,810,872	589,128	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
210	平成12年度	下水道整備事業	H13.4.27	22,300,000	1,049,718	16,826,011	5,473,989	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
211	平成12年度	下水道整備事業	H13.4.27	81,900,000	3,844,921	61,879,914	20,020,086	1.35	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
212	平成12年度	特定環境保全公共下水道事業	H14.3.15	175,700,000	7,576,154	108,735,476	66,964,524	2.20	R14.3.1	資金運用部
213	平成12年度	特定環境保全公共下水道事業 特利分	H13.4.27	32,500,000	1,529,858	24,522,213	7,977,787	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
214	平成12年度	特定環境保全公共下水道(臨時特利分)	H13.4.27	53,600,000	2,516,334	40,497,722	13,102,278	1.35	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
215	平成12年度	流域下水道負担金	H13.5.25	3,800,000	163,525	2,579,360	1,220,640	1.60	R13.3.25	資金運用部
216	平成12年度	流域下水道負担金	H13.4.27	2,000,000	94,145	1,509,061	490,939	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
217	平成12年度	準公営企業債(流域)	H13.5.25	5,700,000	245,288	3,869,041	1,830,959	1.60	R13.3.25	資金運用部
218	平成12年度	準公営企業債(公共)	H13.5.8	32,200,000	1,511,679	24,328,855	7,871,145	1.35	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
219	平成12年度	準公営企業債(公共)	H13.5.8	11,500,000	541,334	8,677,090	2,822,910	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
220	平成12年度	準公営企業債(流域)	H13.5.8	2,800,000	131,803	2,112,683	687,317	1.40	R11.3.20	(旧)公営企業金融公庫
221	平成12年度	準公営企業債(公共)	H13.7.31	47,000,000	2,259,438	35,075,045	11,924,955	1.80	R11.3.31	(旧)簡保資金
222	平成13年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H14.5.27	31,100,000	1,337,194	19,334,552	11,765,448	2.10	R14.3.25	財政融資資金
223	平成13年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H14.5.20	17,200,000	818,912	11,929,052	5,270,948	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
224	平成13年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H14.8.21	180,800,000	7,728,205	113,419,675	67,380,325	1.90	R14.3.25	財政融資資金
225	平成13年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H14.5.20	27,400,000	1,304,545	19,003,258	8,396,742	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
226	平成13年度	準公営企業債(公共 臨時特利分)	H14.5.20	89,700,000	4,270,719	62,211,395	27,488,605	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
227	平成13年度	流域下水道事業	H14.5.27	12,600,000	541,757	7,833,292	4,766,708	2.10	R14.3.25	資金運用部
228	平成13年度	特定環境保全公共下水道事業	H14.5.27	91,900,000	3,951,385	57,133,289	34,766,711	2.10	R14.3.25	資金運用部
229	平成13年度	流域下水道事業	H14.5.20	6,900,000	328,517	4,785,493	2,114,507	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
230	平成13年度	特定環境保全公共下水道事業	H14.5.20	23,800,000	1,133,145	16,506,480	7,293,520	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
231	平成13年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利分)	H14.5.20	36,100,000	1,718,763	25,037,140	11,062,860	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
232	平成13年度	流域下水道事業	H14.5.30	8,600,000	409,455	5,964,525	2,635,475	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
233	平成13年度	流域下水道事業	H14.5.27	15,900,000	683,646	9,884,866	6,015,134	2.10	R14.3.25	財政融資資金
234	平成13年度	公共下水道事業	H14.5.30	35,400,000	1,685,435	24,551,654	10,848,346	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
235	平成13年度	公共下水道事業	H14.5.27	113,500,000	4,880,111	70,561,785	42,938,215	2.10	R14.3.25	財政融資資金
236	平成13年度	公共下水道事業(臨時特別利息分)	H14.5.30	44,600,000	2,123,457	30,932,309	13,667,691	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
237	平成13年度	下水道整備事業	H14.4.30	4,300,000	205,562	2,972,226	1,327,774	2.10	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
238	平成13年度	下水道整備事業	H14.4.30	47,500,000	2,270,739	32,832,736	14,667,264	2.10	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
239	平成13年度	下水道整備事業	H14.4.30	62,600,000	2,992,595	43,270,091	19,329,909	2.10	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
240	平成13年度	下水道整備事業	H14.5.27	8,200,000	352,572	5,097,857	3,102,143	2.10	R14.3.25	財政融資資金
241	平成13年度	特定環境下水	H14.10.29	185,000,000	7,833,315	112,081,866	72,918,134	1.90	R14.9.25	資金運用部
242	平成13年度	特定環境保全公共下水道事業	H14.5.20	44,500,000	2,118,696	30,862,955	13,637,045	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
243	平成13年度	特定環境保全公共下水道(臨時特利分)	H14.5.20	87,000,000	4,142,170	60,338,812	26,661,188	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
244	平成13年度	流域下水道負担金	H14.5.27	6,100,000	262,279	3,792,309	2,307,691	2.10	R14.3.25	資金運用部
245	平成13年度	流域下水道負担金	H14.5.20	3,300,000	157,117	2,288,714	1,011,286	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
246	平成13年度	準公営企業債(公共)	H14.5.27	38,600,000	1,659,668	23,997,224	14,602,776	2.10	R14.3.25	資金運用部
247	平成13年度	準公営企業債(流域)	H14.5.27	9,000,000	386,969	5,595,207	3,404,793	2.10	R14.3.25	資金運用部
248	平成13年度	準公営企業債(公共)	H14.5.20	8,900,000	423,739	6,172,592	2,727,408	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
249	平成13年度	準公営企業債(公共)	H14.5.20	22,200,000	1,056,967	15,396,802	6,803,198	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
250	平成13年度	準公営企業債(流域)	H14.5.20	4,800,000	228,533	3,329,037	1,470,963	2.00	R12.3.20	(旧)公営企業金融公庫
251	平成14年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H15.5.26	27,000,000	1,107,167	16,575,099	10,424,901	0.90	R15.3.25	財政融資資金
252	平成14年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H15.5.20	28,900,000	1,304,812	19,392,612	9,507,388	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
253	平成14年度	公共下水道事業	H16.3.25	157,800,000	6,501,144	85,150,247	72,649,753	2.00	R16.3.1	財政融資資金
254	平成14年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H15.5.20	14,800,000	668,209	9,931,163	4,868,837	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
255	平成14年度	準公営企業債(公共 臨時特利分)	H15.5.20	52,400,000	2,361,618	35,226,854	17,173,146	0.95	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
256	平成14年度	流域下水道事業	H15.5.26	10,400,000	426,464	6,384,482	4,015,518	0.90	R15.3.25	資金運用部
257	平成14年度	流域下水道事業	H15.5.20	10,900,000	492,127	7,314,169	3,585,831	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
258	平成14年度	下水道整備事業	H15.3.25	167,300,000	6,910,806	101,237,008	66,062,992	1.20	R15.3.1	財政融資資金
259	平成14年度	特定環境保全公共下水道事業	H15.5.26	69,100,000	2,833,528	42,419,979	26,680,021	0.90	R15.3.25	資金運用部
260	平成14年度	特定環境保全公共下水道事業	H15.5.20	46,400,000	2,094,924	31,135,544	15,264,456	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
261	平成14年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利)	H15.5.20	36,500,000	1,645,020	24,537,788	11,962,212	0.95	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
262	平成14年度	流域下水道事業	H15.5.26	13,600,000	557,684	8,348,940	5,251,060	0.90	R15.3.25	財政融資資金
263	平成14年度	流域下水道事業	H15.5.29	14,700,000	661,331	9,900,606	4,799,394	0.90	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
264	平成14年度	公共下水道事業	H15.5.26	124,700,000	5,113,473	76,552,407	48,147,593	0.90	R15.3.25	財政融資資金
265	平成14年度	公共下水道事業	H15.5.29	35,500,000	1,597,092	23,909,624	11,590,376	0.90	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
266	平成14年度	公共下水道事業	H15.5.29	10,500,000	472,379	7,071,862	3,428,138	0.90	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
267	平成14年度	下水道整備事業	H15.4.30	7,000,000	288,465	4,256,343	2,743,657	1.10	R15.3.25	財政融資資金
268	平成14年度	下水道整備事業	H15.4.30	94,700,000	3,902,514	57,582,227	37,117,773	1.10	R15.3.25	財政融資資金
269	平成14年度	平成14年度流域下水道事業	H15.4.25	7,400,000	335,283	4,947,152	2,452,848	1.10	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
270	平成14年度	平成14年度特定環境保全公共下水道事業	H15.4.25	107,300,000	4,861,601	71,733,717	35,566,283	1.10	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
271	平成14年度	平成14年度特定環境保全公共下水道事業	H15.4.25	41,700,000	1,889,364	27,877,875	13,822,125	1.10	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
272	平成14年度	特定環境下水	H15.4.30	88,900,000	3,663,501	54,055,545	34,844,455	1.10	R15.3.25	財政融資資金
273	平成14年度	特定環境保全公共下水道事業	H15.4.18	46,600,000	2,118,727	31,037,428	15,562,572	1.20	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
274	平成14年度	特定環境保全公共下水道事業	H15.4.18	70,200,000	3,186,207	46,843,564	23,356,436	1.15	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
275	平成14年度	流域下水道負担金	H15.4.30	5,400,000	222,530	3,283,463	2,116,537	1.10	R15.3.25	資金運用部
276	平成14年度	流域下水道負担金	H15.4.18	5,500,000	250,064	3,663,215	1,836,785	1.20	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
277	平成14年度	準公営企業債(流域)	H15.5.26	7,700,000	315,747	4,726,973	2,973,027	0.90	R15.3.25	財政融資資金
278	平成14年度	準公営企業債(公共)	H15.5.20	2,900,000	130,933	1,945,972	954,028	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
279	平成14年度	準公営企業債(公共)	H15.5.20	24,100,000	1,086,164	16,201,665	7,898,335	0.95	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫
280	平成14年度	準公営企業債(流域)	H15.5.20	8,300,000	374,739	5,569,503	2,730,497	1.00	R13.3.20	(旧)公営企業金融公庫

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
281	平成15年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H16.5.27	13,000,000	536,083	6,975,612	6,024,388	2.10	R16.3.25	財政融資資金
282	平成15年度	準公営企業債(流域下水道事業)	H16.5.20	15,300,000	701,487	9,127,883	6,172,117	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
283	平成15年度	準公営企業債(公共下水道事業)	H16.5.20	39,200,000	1,797,275	23,386,476	15,813,524	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
284	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.27	6,700,000	276,289	3,595,125	3,104,875	2.10	R16.3.25	資金運用部
285	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.20	7,900,000	362,206	4,713,090	3,186,910	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
286	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業	H16.5.27	34,200,000	1,410,310	18,351,224	15,848,776	2.10	R16.3.25	資金運用部
287	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業	H16.5.20	17,600,000	806,940	10,500,050	7,099,950	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
288	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業(臨時特利)	H16.5.20	77,200,000	3,539,531	46,057,039	31,142,961	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
289	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.27	5,800,000	239,175	3,112,196	2,687,804	2.10	R16.3.25	財政融資資金
290	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.28	6,800,000	311,772	4,056,837	2,743,163	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
291	平成15年度	公共下水道事業	H16.3.25	95,600,000	3,938,589	51,586,589	44,013,411	2.00	R16.3.1	財政融資資金
292	平成15年度	公共下水道事業	H16.3.30	20,200,000	922,254	12,159,100	8,040,900	1.90	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
293	平成15年度	準公営企業債(公営下水道事業)	H16.5.20	18,000,000	825,280	10,738,689	7,261,311	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
294	平成15年度	公共下水道事業	H16.5.27	136,600,000	5,632,994	73,297,576	63,302,424	2.10	R16.3.25	財政融資資金
295	平成15年度	公共下水道事業	H16.5.28	31,900,000	1,462,578	19,031,341	12,868,659	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
296	平成15年度	公共下水道事業	H16.5.28	15,400,000	706,072	9,187,544	6,212,456	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
297	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業	H16.4.30	75,300,000	3,105,157	40,404,888	34,895,112	2.10	R16.3.25	財政融資資金
298	平成15年度	下水道整備事業	H16.4.30	4,100,000	169,073	2,199,999	1,900,001	2.10	R16.3.25	財政融資資金
299	平成15年度	流域下水道事業	H16.4.28	5,000,000	228,767	2,996,327	2,003,673	2.00	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
300	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業	H16.4.28	38,600,000	1,766,080	23,131,645	15,468,355	2.00	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
301	平成15年度	特定環境保全公共下水道事業	H16.4.28	232,400,000	10,633,083	139,269,281	93,130,719	2.00	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
302	平成15年度	特定環境保全公共下水道	H16.5.27	149,900,000	6,181,448	80,434,166	69,465,834	2.10	R16.3.25	財政融資資金
303	平成15年度	下水道(特定環境保全)	H16.5.28	98,000,000	4,493,186	58,466,187	39,533,813	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
304	平成15年度	流域下水道負担金	H16.5.27	2,900,000	119,588	1,556,097	1,343,903	2.10	R16.3.25	財政融資資金
305	平成15年度	下水道(流域負担金)	H16.5.28	3,500,000	160,470	2,088,077	1,411,923	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
306	平成15年度	公共下水道事業	H16.5.20	4,000,000	183,396	2,386,375	1,613,625	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
307	平成15年度	公共下水道事業(臨時特利)	H16.5.20	75,800,000	3,475,342	45,221,806	30,578,194	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
308	平成15年度	公共下水道事業	H16.5.27	44,400,000	1,830,929	23,824,396	20,575,604	2.10	R16.3.25	財政融資資金
309	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.27	3,700,000	152,577	1,985,366	1,714,634	2.10	R16.3.25	財政融資資金
310	平成15年度	流域下水道事業	H16.5.20	4,300,000	197,150	2,565,352	1,734,648	2.10	R14.3.20	(旧)公営企業金融公庫
311	平成16年度	流域下水道事業	H17.5.17	70,600,000	3,166,540	39,077,951	31,522,049	2.00	R15.3.20	(旧)公営企業金融公庫
312	平成16年度	流域下水道事業	H17.5.27	72,800,000	2,940,163	36,284,249	36,515,751	2.00	R17.3.25	財政融資資金
313	平成16年度	公共下水道事業	H17.5.17	59,600,000	2,673,170	32,989,318	26,610,682	2.00	R15.3.20	(旧)公営企業金融公庫
314	平成16年度	公共下水道事業(臨時特利分)	H17.5.17	92,800,000	4,162,252	51,365,918	41,434,082	2.00	R15.3.20	(旧)公営企業金融公庫
315	平成16年度	公共下水道事業(石和)	H17.3.25	165,600,000	6,687,693	82,029,684	83,570,316	2.10	R17.3.1	財政融資資金

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
316	平成16年度	特定環境公共公共下水道事業	H17.5.17	191,000,000	8,566,703	105,720,801	85,279,199	2.00	R15.3.20	(旧)公営企業金融公庫
317	平成16年度	特定環境公共公共下水道事業(臨時特利分)	H17.5.17	131,100,000	5,880,077	72,565,431	58,534,569	2.00	R15.3.20	(旧)公営企業金融公庫
318	平成16年度	特定環境公共公共下水道事業	H17.5.27	273,700,000	11,053,882	136,414,826	137,285,174	2.00	R17.3.25	財政融資資金
319	平成17年度	公共下水道事業	H18.3.31	259,400,000	10,259,195	118,017,590	141,382,410	2.10	R18.3.31	(旧)簡保資金
320	平成17年度	公共下水道事業	H18.5.30	261,400,000	10,315,167	117,332,336	144,067,664	2.30	R18.3.31	(旧)簡保資金
321	平成17年度	特定環境保全公共下水道事業	H18.5.29	224,400,000	8,855,102	100,724,468	123,675,532	2.30	R18.3.25	財政融資資金
322	平成17年度	流域下水道事業	H18.5.29	24,100,000	951,015	10,817,556	13,282,444	2.30	R18.3.25	財政融資資金
323	平成17年度	特定環境保全公共下水道事業	H18.5.16	61,400,000	2,700,091	30,886,047	30,513,953	2.20	R16.3.20	(旧)公営企業金融公庫
324	平成17年度	特定環境保全公共下水道(臨時特利分)	H18.5.16	122,000,000	5,365,002	61,369,670	60,630,330	2.20	R16.3.20	(旧)公営企業金融公庫
325	平成17年度	公共下水道(臨時特利分)	H18.5.16	78,100,000	3,434,481	39,286,650	38,813,350	2.20	R16.3.20	(旧)公営企業金融公庫
326	平成17年度	公共下水道	H18.5.16	58,100,000	2,554,972	29,226,048	28,873,952	2.20	R16.3.20	(旧)公営企業金融公庫
327	平成17年度	流域下水道	H18.5.16	21,400,000	941,074	10,764,844	10,635,156	2.20	R16.3.20	(旧)公営企業金融公庫
328	平成18年度	特定環境保全公共下水道事業	H19.5.24	194,400,000	7,529,514	80,756,485	113,643,515	2.10	R19.3.25	財政融資資金
329	平成18年度	流域下水道事業	H19.5.24	48,600,000	1,882,379	20,189,122	28,410,878	2.10	R19.3.25	財政融資資金
330	平成18年度	公共下水道事業	H19.5.30	38,600,000	1,662,255	17,828,228	20,771,772	2.10	R17.3.20	(旧)公営企業金融公庫
331	平成18年度	特定環境保全公共下水道	H19.5.30	34,100,000	1,468,469	15,749,810	18,350,190	2.10	R17.3.20	(旧)公営企業金融公庫
332	平成18年度	流域下水道	H19.5.30	34,200,000	1,472,776	15,795,995	18,404,005	2.10	R17.3.20	(旧)公営企業金融公庫
333	平成18年度	公共下水道事業(臨時措置分)	H19.5.30	133,400,000	5,744,686	61,613,622	71,786,378	2.10	R17.3.20	(旧)公営企業金融公庫
334	平成18年度	特定環境保全公共(臨時措置分)	H19.5.30	194,000,000	8,354,341	89,603,020	104,396,980	2.10	R17.3.20	(旧)公営企業金融公庫
335	平成19年度	公共下水道事業	H19.7.31	258,000,000	9,950,814	105,625,206	152,374,794	2.30	R19.3.31	(旧)簡保資金
336	平成19年度	流域下水道事業	H20.5.27	46,800,000	1,769,738	17,491,586	29,308,414	2.20	R20.3.25	財政融資資金
337	平成19年度	公共下水道事業債	H20.5.29	144,000,000	6,061,331	59,908,458	84,091,542	2.20	R18.3.20	(旧)公営企業金融公庫
338	平成19年度	公共下水道債(臨時特利分)	H20.5.29	244,400,000	10,287,425	101,677,966	142,722,034	2.20	R18.3.20	(旧)公営企業金融公庫
339	平成19年度	流域下水道債	H20.5.29	30,100,000	1,266,986	12,522,531	17,577,469	2.20	R18.3.20	(旧)公営企業金融公庫
340	平成20年度	公共下水道	H21.3.25	404,800,000	15,157,660	139,416,986	265,383,014	1.90	R21.3.1	財政融資資金
341	平成20年度	公共下水道事業債	H21.3.25	26,400,000	1,096,578	10,086,095	16,313,905	1.90	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
342	平成20年度	公共下水道債(臨時特利分)	H21.3.25	20,300,000	843,202	7,755,595	12,544,405	1.90	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
343	平成20年度	公共下水道事業債	H21.5.26	84,900,000	3,506,493	31,976,252	52,923,748	2.10	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
344	平成20年度	流域下水道事業債	H21.5.26	33,000,000	1,362,948	12,428,932	20,571,068	2.10	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
345	平成20年度	流域下水道事業	H21.5.26	60,900,000	2,262,261	20,629,913	40,270,087	2.10	R21.3.25	財政融資資金
346	平成20年度	公共下水道事業債(臨時特利分)	H21.5.26	153,000,000	6,319,120	57,625,047	95,374,953	2.10	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
347	平成21年度	公共下水道事業	H21.8.20	359,600,000	13,358,113	121,814,722	237,785,278	2.10	R21.3.25	財政融資資金
348	平成21年度	公共下水道事業債	H21.8.20	1,900,000	78,472	715,603	1,184,397	2.10	R19.3.20	地方公共団体金融機構資金
349	平成21年度	公共下水道事業債	H22.5.26	74,100,000	2,709,221	22,547,021	51,552,979	2.00	R22.3.20	地方公共団体金融機構資金
350	平成21年度	流域下水道事業	H22.5.26	36,800,000	1,345,470	11,197,441	25,602,559	2.00	R22.3.25	財政融資資金

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
351	平成21年度	流域下水道事業債	H22.5.26	25,600,000	935,979	7,789,524	17,810,476	2.00	R22.3.20	地方公共団体金融機構資金
352	平成21年度	公共下水道事業債(臨時特利分)	H22.5.26	105,500,000	3,857,258	32,101,362	73,398,638	2.00	R22.3.20	地方公共団体金融機構資金
353	平成22年度	公共下水道事業債	H23.3.25	282,500,000	10,185,558	76,337,535	206,162,465	1.90	R23.3.1	財政融資資金
354	平成22年度	流域下水道事業債	H23.5.26	48,600,000	1,762,645	13,255,088	35,344,912	1.80	R23.3.25	財政融資資金
355	平成22年度	公共下水道事業債	H23.3.24	20,500,000	739,129	5,539,538	14,960,462	1.90	R23.3.20	地方公共団体金融機構資金
356	平成22年度	公共下水道事業債(臨時特利分)	H23.3.24	30,800,000	1,110,496	8,322,819	22,477,181	1.90	R23.3.20	地方公共団体金融機構資金
357	平成23年度	公共下水道事業債	H24.3.26	209,800,000	7,525,298	50,097,403	159,702,597	1.70	R24.3.1	財政融資資金
358	平成23年度	流域下水道事業債	H24.5.28	23,700,000	855,890	5,714,437	17,985,563	1.60	R24.3.25	財政融資資金
359	平成24年度	公共下水道事業債	H25.3.25	120,000,000	4,298,250	24,851,871	95,148,129	1.50	R25.3.1	財政融資資金
360	平成24年度	H24流域下水道事業債(通常分)	H25.5.28	11,900,000	429,536	2,489,579	9,410,421	1.40	R25.3.25	財政融資資金
361	平成25年度	公共下水道事業債(24103)	H26.3.25	162,900,000	5,798,478	28,200,101	134,699,899	1.40	R26.3.1	財政融資資金
362	平成25年度	流域下水道事業債(H25)	H26.5.27	66,700,000	2,374,208	11,546,633	55,153,367	1.40	R26.3.25	財政融資資金
363	平成26年度	公共下水道事業債(H25)	H27.3.25	243,700,000	8,720,407	34,264,285	209,435,715	1.20	R27.3.1	財政融資資金
364	平成26年度	H26公共下水道事業(補助+単独)	H27.5.26	225,000,000	8,051,259	31,635,061	193,364,939	1.20	R27.3.20	地方公共団体金融機構資金
365	平成26年度	H26流域下水道事業債	H27.5.26	40,100,000	1,434,914	5,638,072	34,461,928	1.20	R27.3.1	地方公共団体金融機構資金
366	平成27年度	H26明許繰越:公共下水道事業(補助+単独)	H27.10.29	75,000,000	2,694,660	9,303,391	65,696,609	1.10	R27.9.20	地方公共団体金融機構資金
367	平成27年度	H27公共下水道事業債(補助+単独)	H28.2.25	145,000,000	4,833,332	41,083,362	103,916,638	0.70	R27.9.20	地方公共団体金融機構資金
368	平成28年度	H27流域下水道事業債	H28.4.27	50,400,000	1,680,000	13,440,000	36,960,000	0.30	R28.3.20	地方公共団体金融機構資金
369	平成28年度	H27通次:公共下水道事業債(補助+単独)	H28.4.27	50,000,000	1,666,666	13,333,348	36,666,652	0.30	R28.3.20	地方公共団体金融機構資金
370	平成28年度	H28公共下水道事業債	H29.3.30	90,000,000	3,103,448	18,620,696	71,379,304	0.60	R29.3.20	地方公共団体金融機構資金
371	平成28年度	H28公共下水道事業債	H29.3.27	88,000,000	2,871,591	16,974,297	71,025,703	0.60	R29.3.1	財政融資資金
372	平成28年度	H28流域下水道事業債	H29.5.25	44,900,000	1,548,274	9,289,698	35,610,302	0.60	R29.3.20	地方公共団体金融機構資金
373	平成28年度	H28流域下水道事業債	H29.5.25	4,800,000	165,516	993,132	3,806,868	0.60	R29.3.20	地方公共団体金融機構資金
374	平成29年度	H29公共下水道事業債	H30.3.26	192,000,000	6,620,688	33,103,488	158,896,512	0.50	R30.3.20	地方公共団体金融機構資金
375	平成29年度	H29流域下水道事業債	H30.4.26	54,000,000	1,862,068	9,310,368	44,689,632	0.50	R30.3.20	地方公共団体金融機構資金
376	平成30年度	H29繰越公共下水道事業債	H31.1.30	16,000,000	551,724	2,482,762	13,517,238	0.50	R30.9.20	地方公共団体金融機構資金
377	平成30年度	H30公共下水道事業債	H31.2.27	226,300,000	7,803,448	35,115,524	191,184,476	0.40	R30.9.20	地方公共団体金融機構資金
378	平成30年度	H30資本費平準化債	H31.3.22	393,000,000	20,680,000	82,720,000	310,280,000	0.24	R21.3.25	山梨信用金庫
379	平成30年度	H30流域下水道事業債	H31.4.25	38,900,000	1,341,378	5,365,550	33,534,450	0.40	R31.3.20	地方公共団体金融機構資金
380	平成30年度	H30流域下水道事業債(補正分)	R1.5.9	12,400,000	427,586	1,710,350	10,689,650	0.40	R31.3.20	地方公共団体金融機構資金
381	令和元年度	R1公共下水道事業債	R2.3.30	146,600,000	5,055,172	15,165,528	131,434,472	0.30	R32.3.20	地方公共団体金融機構資金
382	令和元年度	R1資本費平準化債	R2.3.30	340,400,000	17,915,788	53,747,392	286,652,608	0.10	R22.3.20	地方公共団体金融機構資金
383	令和元年度	R1流域下水道事業債	R2.3.30	23,500,000	810,344	2,431,056	21,068,944	0.30	R32.3.20	地方公共団体金融機構資金
384	令和2年度	R2資本費平準化債	R3.3.30	135,600,000	7,136,842	14,273,686	121,326,314	0.30	R23.3.20	地方公共団体金融機構資金
385	令和2年度	R2公共下水道事業債	R3.3.30	119,100,000	4,106,896	8,213,808	110,886,192	0.50	R33.3.20	地方公共団体金融機構資金

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
386	令和2年度	R2流域下水道事業債	R3.3.30	53,500,000	1,844,826	3,689,698	49,810,302	0.50	R33.3.20	地方公共団体金融機構資金
387	令和3年度	R2公共下水道事業債(繰越)(国の補正予算(第3号分))	R3.10.28	3,100,000	106,896	160,360	2,939,640	0.50	R33.9.20	地方公共団体金融機構資金
388	令和3年度	R2公共下水道事業債(繰越)	R4.3.30	900,000	31,048	31,048	868,952	0.70	R34.3.20	地方公共団体金融機構資金
389	令和3年度	R3公共下水道事業債	R4.3.30	108,900,000	3,755,184	3,755,184	105,144,816	0.70	R34.3.20	地方公共団体金融機構資金
390	令和3年度	R3資本費平準化債	R4.3.30	70,000,000	3,684,220	3,684,220	66,315,780	0.40	R24.3.20	地方公共団体金融機構資金
391	令和3年度	R3流域下水道事業債	R4.3.30	47,800,000	1,648,328	1,648,328	46,151,672	0.70	R34.3.20	地方公共団体金融機構資金
392	令和3年度	R3流域下水道事業債(国の補正予算(第1号分))	R4.3.30	23,700,000	817,280	817,280	22,882,720	0.70	R34.3.20	地方公共団体金融機構資金
393	令和4年度	R4公共下水道事業債	R5.3.30	128,200,000	0	0	128,200,000	1.20	R35.3.20	地方公共団体金融機構資金
394	令和4年度	R4資本費平準化債	R5.3.30	23,300,000	0	0	23,300,000	1.00	R25.3.20	地方公共団体金融機構資金
395	令和4年度	R4流域下水道事業債	R5.3.30	62,100,000	0	0	62,100,000	1.20	R35.3.20	地方公共団体金融機構資金
396	令和4年度	R4流域下水道事業債(国の補正予算(第2号分))	R5.3.30	29,000,000	0	0	29,000,000	1.20	R35.3.20	地方公共団体金融機構資金
397	令和5年度	R5公共下水道事業債	R6.3.28	83,500,000	0	0	83,500,000	1.40	R36.3.20	地方公共団体金融機構資金
398	令和5年度	R5流域下水道事業債	R6.3.28	51,300,000	0	0	51,300,000	1.40	R36.3.20	地方公共団体金融機構資金
399	令和5年度	R5公共下水道事業債	R6.3.28	25,800,000	0	0	25,800,000	1.40	R36.3.20	地方公共団体金融機構資金
400	令和5年度	R5流域下水道事業債(国の補正予算(第1号分))	R6.3.28	31,000,000	0	0	31,000,000	1.40	R36.3.20	地方公共団体金融機構資金
401	令和5年度	R5資本費平準化債	R6.3.28	116,700,000	0	0	116,700,000	1.00	R26.3.20	地方公共団体金融機構資金
合 計				25,860,200,000	1,167,744,122	15,676,749,381	10,183,450,619			

議案第 120 号

令和 5 年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について

令和 5 年度笛吹市簡易水道事業会計決算について、別冊のとおり認定に付す。

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、本案を提出するものである。

令和 5 年度

笛吹市簡易水道事業会計決算書

令和5年度 笛吹市簡易水道事業会計決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定 による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 簡易水道事業収益	24,687,000	0	0	24,687,000	25,710,801	1,023,801	303,716
第1項 営業収益	3,587,000	0	0	3,587,000	3,382,479	△ 204,521	302,616
第2項 営業外収益	21,099,000	0	0	21,099,000	22,328,322	1,229,322	1,100
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰越 額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税 及び地方消費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企 業法第24条第3項 の規定による 支出額	小 計	地方公営企 業法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
第1款 簡易水道事業費用	24,687,000	0	0	0	0	24,687,000	0	24,687,000	20,134,701	0	4,552,299	701,442
第1項 営業費用	23,767,000	0	0	0	0	23,767,000	0	23,767,000	20,019,683	0	3,747,317	701,442
第2項 営業外費用	562,000	0	0	0	0	562,000	0	562,000	107,921	0	454,079	0
第3項 特別損失	58,000	0	0	0	0	58,000	0	58,000	7,097	0	50,903	0
第4項 予備費	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	0	300,000	0

(2) 資本的収入及び支出

【収 入】

(単位：円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮受消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	5,281,000	0	5,281,000	0	0	5,281,000	4,981,000	△ 300,000	0
第1項 企業債	4,300,000	0	4,300,000	0	0	4,300,000	4,000,000	△ 300,000	0
第2項 出資金	958,000	0	958,000	0	0	958,000	958,000	0	0
第3項 補助金	23,000	0	23,000	0	0	23,000	23,000	0	0
第4項 負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【支 出】

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (うち仮払消費 税及び地方消 費税)
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	6,239,000	0	0	6,239,000	2,420,000	0	8,659,000	7,227,775	0	0	0	1,431,225	482,900
第1項 建設改良費	4,323,000	0	0	4,323,000	2,420,000	0	6,743,000	5,311,900	0	0	0	1,431,100	482,900
第2項 企業債償還金	1,916,000	0	0	1,916,000	0	0	1,916,000	1,915,875	0	0	0	125	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2,246,775 円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

令和5年度 笛吹市簡易水道事業損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1. 営業収益

(1) 給水収益	3,038,263	
(2) その他営業収益	41,600	3,079,863

2. 営業費用

(1) 原水及び浄水費	4,054,617	
(2) 配水及び給水費	1,176,330	
(3) 総係費	1,855,656	
(4) 減価償却費	12,231,638	
(5) 資産減耗費	0	
(6) その他営業費用	0	19,318,241

営 業 利 益 △ 16,238,378

3. 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	187	
(2) 他会計補助金	10,172,000	
(3) 長期前受金戻入	11,270,497	
(4) 雑収益	3,912	21,446,596

4. 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	107,921		
(2) 雑支出	0	107,921	21,338,675

経 常 利 益 5,100,297

5. 特別利益

(1) 過年度損益修正益	0	
(2) その他特別利益	0	0

6. 特別損失

(1) 過年度損益修正損	7,097		
(2) その他特別損失	0	7,097	△ 7,097

当 年 度 純 利 益 5,093,200

前年度繰越利益剰余金 16,279

当年度未処分利益剰余金 5,109,479

令和5年度 笛吹市簡易水道事業剰余金計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

	資本金	剰余金								資本合計
	自己 資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		他会計負担金	県負担金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	9,616,024	9,000,000	12,586,950	21,586,950	0	0	8,700,000	4,016,279	12,716,279	43,919,253
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	4,000,000	△ 4,000,000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	4,000,000	△ 4,000,000	0	0
	減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	4,000,000	△ 4,000,000	0	0
	法令による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度資本金への繰入れ	958,000	0	0	0	0	0	0	0	958,000
処分後残高	10,574,024	9,000,000	12,586,950	21,586,950	0	0	12,700,000	(繰越利益剰余金) 16,279	12,716,279	44,877,253
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	5,093,200	5,093,200	5,093,200
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	5,093,200	5,093,200	5,093,200
当年度末残高	10,574,024	9,000,000	12,586,950	21,586,950	0	0	12,700,000	(当年度未処分利益剰余金) 5,109,479	17,809,479	49,970,453

令和5年度 笛吹市簡易水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	10,574,024	21,586,950	5,109,479
議会の議決による処分額	0	0	△ 5,100,000
未処分利益剰余金への処分	0	0	0
減債基金の積立	0	0	0
利益積立金の積立	0	0	△ 500,000
建設改良積立金の積立	0	0	△ 4,600,000
資本金への組入れ	0	0	0
処分後残高	10,574,024	21,586,950	(繰越利益剰余金) 9,479

令和 5 年度 笛吹市簡易水道事業貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		21,586,950	
ロ. 建物	76,952		
減価償却累計額	<u>△69,258</u>	7,694	
ハ. 構築物	235,658,850		
減価償却累計額	<u>△43,867,043</u>	191,791,807	
ニ. 機械及び装置	15,567,549		
減価償却累計額	<u>△8,219,103</u>	7,348,446	
有形固定資産合計		<u>220,734,897</u>	
固定資産合計			<u>220,734,897</u>

2. 流動資産

(1) 現金・預金		27,972,609	
(2) 未収金	945,489		
(3) 貸倒引当金	<u>△ 1,000</u>	944,489	
(4) 前払費用		15,830	
(5) 前払金		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>28,932,928</u>
資産合計			<u>249,667,825</u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債	13,478,138	
固定負債合計		13,478,138

4. 流動負債

(1) 企業債	1,929,460	
(2) 未払金	3,950,097	
(3) 引当金	0	
(4) 預り金	17,543	
流動負債合計		5,897,100

5. 繰延収益

(1) 長期前受金	228,213,394	
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 47,891,260	
繰延収益合計		180,322,134
負債合計		199,697,372

資本の部

6. 資本金

(1) 固有資本金	7,720,024	
(2) 繰入資本金	2,854,000	
資本金合計		10,574,024

7. 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ. 他会計負担金	9,000,000	
ロ. 県負担金	12,586,950	
資本剰余金合計		21,586,950
(2) 利益剰余金		
イ. 減債積立金	0	
ロ. 利益積立金	0	
ハ. 建設改良積立金	12,700,000	
ニ. 当年度未処分利益剰余金	5,109,479	
利益剰余金合計		17,809,479
剰余金合計		39,396,429
資本合計		49,970,453
負債、資本合計		249,667,825

注記

※ 1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

・ 減価償却の方法	定額法
・ 主な耐用年数	
建物	50年
構築物	10～58年
機械及び装置	8～17年

※ 2. 引当金の計上方法

- | | |
|-----------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の不納欠損による損失に備えるため、回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 |
|-----------|---|

※ 3. 後年度において一般会計が負担する企業債の償還に関する事項

- (1) 貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は7,904,000円である。

※ 4. その他の注記

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

令和５年度 笛吹市簡易水道事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

(営業)

給水状況については、総配水量は60,899^m、有収水量は55,115^mとなり、有収率については、90.5%となりました。
給水世帯数は289戸、給水人口は305人で、計画給水人口570人に対して53.5%の普及率となりました。
また、物価高騰の影響により、委託料・修繕費・工事費にかかる資材や人件費等の値上がりなど、支出に影響が出ています。

(建設改良)

建設改良については、減圧弁更新工事及び簡易水道施設通信装置ルーター更新工事を行いました。
今後も計画的に更新工事を行っていきます。

(経理)

収益的収支では収入24,526,459円に対して、支出19,433,259円で差引き5,093,200円の当期純利益となりました。
資本的収支では、2,246,775円の不足が生じたので、補填財源等で措置しました。

(2) 経営指標に関する事項

令和5年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は126.25%、料金水準の妥当性を示す料金回収率は37.24%となりました。
償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、20.75%となりました。

(3) 議会議決事項

議案番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日
第 97 号	令和4年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定	令和5年9月4日	令和5年9月28日
第 13 号	笛吹市簡易水道等給水条例の一部を改正する条例の一部改正	令和6年2月20日	令和6年3月11日
第 44 号	令和6年度笛吹市簡易水道事業会計予算	令和6年2月20日	令和6年3月21日

(4) 行政官庁認可事項

申請年月日	件 名	提 出 先	認 可 年 月 日
令和5年7月26日	令和5年度 簡易水道事業債同意申請	山梨県知事	令和5年8月31日

2. 工事

(1) 建設工事の概要

工 事 名	工事内容	工事金額（円）	着工年月日	完成年月日	備考
減圧弁更新工事（鶯宿）	減圧弁更新 φ75 1台 ストレーナー更新 φ75 1台	4,068,900	令和5年7月25日	令和5年11月10日	鶯宿地内
簡易水道施設通信装置ルーター更新工事	LTEルーター 5台 アンテナ 5台	1,243,000	令和6年1月23日	令和6年3月21日	芦川町地内 戸倉地内

3. 業務

(1) 業務量

事 項		単 位	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	比 較	
					増 減	比 率 %
年 度 末 給 水 人 口		人	305	311	△6	98.1
計 画 給 水 人 口		人	570	570	0	100.0
普 及 率		%	53.5	54.6	△1.1	98.0
年 度 末 給 水 世 帯		戸	289	293	△4	98.6
配 水 量	年 間	m ³	60,899	62,878	△1,979	96.9
	1 月 平 均	m ³	5,075	5,240	△165	96.9
	1 日 平 均	m ³	166	172	△6	96.5
有 収 水 量	年 間	m ³	55,115	57,659	△2,544	95.6
	1 月 平 均	m ³	4,593	4,805	△212	95.6
	1 日 平 均	m ³	151	158	△7	95.6
1 日 最 大 配 水 量		m ³	302	308	△6	
有 収 率		%	90.5	91.7	△1.2	

$$\text{供給単価} = \frac{\text{給 水 収 益} \quad 3,038,263}{\text{有 収 水 量} \quad 55,115} = \underline{55.1 \text{ 円/m}^3}$$

$$\text{給水原価} = \frac{\text{経 常 費 用} \quad 19,426,162 \quad - \quad (\text{長期前受金戻入+受託工事費+材料及不用品売却原価+附帯事業費}) \quad 11,270,497}{\text{有 収 水 量} \quad 55,115} = \underline{148.0 \text{ 円/m}^3}$$

(2) 事業収入に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 収 益	給 水 収 益	3,038,263
	そ の 他 営 業 収 益	41,600
営 業 外 収 益	受 取 利 息 及 び 配 当 金	187
	他 会 計 補 助 金	10,172,000
	長 期 前 受 金 戻 入	11,270,497
	雑 収 益	3,912
特 別 利 益	過 年 度 損 益 修 正 益	0
	そ の 他 特 別 利 益	0
	合 計	24,526,459

(3) 事業費用に関する事項

	区 分	金 額 (円)
営 業 費 用	原 水 及 び 浄 水 費	4,054,617
	配 水 及 び 給 水 費	1,176,330
	総 係 費	1,855,656
	減 価 償 却 費	12,231,638
	資 産 減 耗 費	0
	そ の 他 営 業 費 用	0
営 業 外 費 用	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	107,921
	雑 支 出	0
特 別 損 失	過 年 度 損 益 修 正 損	7,097
	そ の 他 特 別 損 失	0
	合 計	19,433,259

4. 会計

(1) 主要契約の要旨

当初契約年月日	契約金額	契 約 の 内 容	相 手 方	備 考
令和5年7月24日	4,068,900 円	減圧弁更新工事（鶯宿）	(株)石原設備	
令和6年1月22日	1,243,000 円	簡易水道施設通信装置ルーター更新工事	日本ソフト開発(株)	

(2) 企業債の概況

区 分	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
企 業 債	13,323,473 円	4,000,000 円	1,915,875 円	15,407,598 円

5. その他

(1) 補助金等の使途について

ア 資本的収入の他会計補助金23,000円については、工事請負費等の課税仕入（特定収入）に充当した。

イ 収益的収入の他会計補助金10,172,000円については、減価償却費等非課税仕入（特定収入以外）に充当した。

令和5年度 笛吹市簡易水道事業キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

笛吹市簡易水道事業 間接法

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

1. 当年度純利益	5,093,200
2. キャッシュ・フローへの調整額	
減価償却費	12,231,638
賞与引当金の増減額 (△は減少)	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
長期前受金戻入額	△ 11,270,497
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 8,952
受取利息及び配当金	△ 187
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 107,921
固定資産除却費	0
未収金の増減額 (△は増加)	△ 890,621
未払金の増減額 (△は減少)	1,482,158
たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
前払金の増減額 (△は増加)	△ 15,830
小計	6,512,988
受取利息及び配当金	187
支払利息及び企業債取扱諸費	107,921
業務活動によるキャッシュ・フロー	6,621,096

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得等による支出	△ 4,829,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	23,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,806,000

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	4,000,000
建設改良企業債の償還による支出	△ 1,915,875
他会計からの出資による収入	958,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,042,125

IV 資金増加(減少)額	4,857,221
V 資金期首残高	23,115,388
VI 資金期末残高	27,972,609

令和 5 年度 笛吹市簡易水道事業収益費用明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
簡易水道事業収益				24,526,459	
	営業収益			3,079,863	
		給水収益		3,038,263	
			給水収益	3,038,263	
		その他営業収益		41,600	
			加入負担金	0	
			手数料	41,600	
			材料売却収益	0	
	営業外収益			21,446,596	
		受取利息及び配当金		187	
			預金利息	187	
		他会計補助金		10,172,000	
			一般会計補助金	10,172,000	
		長期前受金戻入		11,270,497	
			長期前受金戻入	11,270,497	
		雑収益		3,912	
			その他雑収益	3,912	
	特別利益			0	
		過年度損益修正益		0	
			過年度損益修正益	0	
		その他特別利益		0	
			その他特別利益	0	
合計				24,526,459	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
簡易水道事業費用	営業費用			19,433,259	
				19,318,241	
		原水及び浄水費		4,054,617	
			備消品費	20,839	
			委託料	1,331,417	
			賃借料	314,184	
			動力費	2,133,730	
			薬品費	254,100	
			保険料	347	
		配水及び給水費		1,176,330	
			備消品費	205,500	
			委託料	77,000	
			修繕費	878,000	
			材料費	0	
			保険料	15,830	
		総係費		1,855,656	
			旅費	17,891	
			備消品費	2,290	
			印刷製本費	18,000	
			手数料	18,656	
			研修費	34,000	
			会費負担金	2,000	
			負担金	1,761,819	
			貸倒引当金繰入額	1,000	

款	項	目	節	金額	備考
		減価償却費		12,231,638	
			有形固定資産減価償却費	12,231,638	
			無形固定資産減価償却費	0	
		資産減耗費		0	
			固定資産除却費	0	
		その他営業費用		0	
			雑支出	0	
	営業外費用			107,921	
		支払利息及び 企業債取扱諸費		107,921	
			企業債利息	107,921	
		雑支出		0	
			その他営業外費用 雑支出	0	
	特別損失			7,097	
		過年度損益修正損		7,097	
			過年度損益修正損	7,097	
		その他特別損失		0	
			その他特別損失	0	
合計				19,433,259	

令和 5 年度 笛吹市簡易水道事業資本的収支明細書

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
資本的収入				4,981,000	
	企業債			4,000,000	
		企業債		4,000,000	
			企業債	4,000,000	
	出資金			958,000	
		出資金		958,000	
			元金償還の財源に充てるための出資金	958,000	
	補助金			23,000	
		補助金		23,000	
			一般会計補助金	23,000	
	負担金			0	
		負担金		0	
			他会計負担金	0	
合計				4,981,000	

(単位：円)

款	項	目	節	金額	備考
資本の支出				6,744,875	
	建設改良費			4,829,000	
		水道建設費		4,829,000	
			委託料	0	
			工事請負費	4,829,000	
	企業債償還金			1,915,875	
		企業債償還金		1,915,875	
			簡易水道債償還元金	1,915,875	
合計				6,744,875	

固 定 資 産 明 細 書

(単位：円)

資 産 の 種 類	当 年 度 当 初 額 当 現 在 額	当 増 年 加 度 額	当 減 年 少 度 額	当 現 在 度 額	減 価 償 却 累 計 額		年 度 末 額 年 現 在 額
					当 年 度 償 却 額	累 計	
土 地	21,586,950	0	0	21,586,950	0	0	21,586,950
建 物	76,952	0	0	76,952	0	69,258	7,694
構 築 物	231,959,850	3,699,000	0	235,658,850	10,899,120	43,867,043	191,791,807
機 械 及 び 装 置	14,437,549	1,130,000	0	15,567,549	1,332,518	8,219,103	7,348,446
計	268,061,301	4,829,000	0	272,890,301	12,231,638	52,155,404	220,734,897

企業債明細書

単位:円

	種類		発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終了日	備考
					当年度償還高	償還高累計				
1	平成11年度	特別債 簡易水道事業債	H12.1.31	13,500,000	608,287	9,929,161	3,570,839	2.00	R11.9.25	資金運用部
2	平成11年度	特別債 簡易水道事業債	H12.1.31	1,500,000	67,588	1,103,241	396,759	2.00	R11.9.25	資金運用部
3	令和元年度	特別債 簡易水道事業債(公営企業会計適用債)	R2.3.27	12,400,000	1,240,000	4,960,000	7,440,000	0.22	R12.3.25	笛吹農業協同組合
4	令和5年度	簡易水道事業債	R6.3.28	4,000,000	0	0	4,000,000	0.50	R16.3.20	地方公共団体金融機構
合 計				31,400,000	1,915,875	15,992,402	15,407,598			

議案第 121 号

山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 291 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり山梨県後期高齢者医療広域連合規約を変更するものとする。

山梨県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約（別紙）

提案理由

山梨県後期高齢者医療広域連合の規約を変更するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 291 条の 3 第 1 項の規定により関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決が必要である。これが本案を提案する理由である。

議案第 121 号 別紙資料

山梨県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

山梨県後期高齢者医療広域連合規約(平成 19 年 2 月 1 日県指令市第 2450 号)
の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付(2) 資格確認書等の引渡し(3) 資格確認書等の返還の受付(4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し(5) 保険料に関する申請の受付(6) 上記事務に付随する事務 |
|---|

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

山梨県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年山梨県後期高齢者医療広域連合県指令市第2450号)新旧対照表

改正案	現行
別表第1(第4条関係)	別表第1(第4条関係)
(1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 (2) <u>資格確認書等</u>の引渡し (3) <u>資格確認書等</u>の返還の受付 (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し (5) 保険料に関する申請の受付 (6) 上記事務に付随する事務	(1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 (2) <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し (3) <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し (5) 保険料に関する申請の受付 (6) 上記事務に付随する事務